

日米安全保障条約等特別委員会議録 第十七号

昭和三十五年四月十三日(水曜日)

午前十二時二十二分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出一太郎君 理事岩本 信行君

理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君

理事権熊 三郎君 理事西村 力弥君

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 天野 光晴君

池田正之輔君 石坂 繁君

加藤 精三君 鍛冶 良作君

鳴田 宗一君 小林 錦君

田中 第一君 田中 龍夫君

田中 正巳君 床次 徳二君

野田 武夫君 福家 俊一君

古井 喜實君 保科善四郎君

毛利 松平君 山下 春江君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

黒田 壽男君 戸叶 里子君

中井徳次郎君 穂積 七郎君

森島 守人君 横路 節雄君

受田 新吉君 大貫 大八君

堤 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長)

調達庁長官 丸山 信君

外務事務次官 小林 絹治君

外務事務官 下田 武三君
(大臣官房審議官)

外務事務官 森 治樹君
(アメリカ局長)

外務事務官 高橋 通敏君
(条約局長)

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

四月十三日

委員塚田十一郎君、松浦定義君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として加藤精三君、中井徳次郎君及び大貫大八君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより会議を開きます

て承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、右各件を一括して議題といたし、前会に引き続き質疑を行ないます。堤ツルヨ君。

○堤(ツ)委員 私は、きょう、今議題になりました問題について、質問を展開したいと思ひますが、私の本格的な質問に入ります前に、まず、今までの審議経過から見まして、総理大臣にお尋ねをいたして、御所存のほどを両方で確認をいたしておきたいと思ひます。

それはどういふことかと申しますると、自由民主党が御勘定になりましたところでは、もうすでに野党は安保審議の時間を三十数時間重ねておいて、前の国会におけるベトナム賠償のときよりもすでに上回る時間を審議に要しておる、まあ、こういうような計算をしておられるようでございます。そこで、私は、このベトナム審議を上回る時間を要しました今までの安保審議の経過を振り返つてみまして、非常に痛感いたしますことは、政府の態度が、あらゆる質問に対して釈然としないというところでございます。これはイデオロギーの対立であるとか、見解の相違の問題であるとかいふ問題でなしに、もっと掘り下げて考えなければならな

いのは、国民が国会審議を開いておつて、なるほど安保は重大な問題だ、そして質疑を通じて、自分か不可思議に思つておる点を、あの質疑において、あの国会議員の委員会における発言において、総理の答弁において、また外務大臣の答弁において、なるほどこれはわかつたといふことが、十分積み重ねられて、納得した上で、安保審議といふものが国会を通過して、批准に向かう、こういう建前ではなければならぬと思ひますけれども、どうも今日までの政府の審議途上におけるところの答弁は、極端に申しますれば、どれ一つと言つていいほど釈然といたしておりません。これは自民党や政府与党にはわかつておられるけれども、野党にはわからないんだらう、まあ、こういうような態度でおられるやに私は察知しますけれども、問題は、批准を成功させなければならぬ政府の面子の問題だとか、それから野党がどうしたの、こゝろの国会という問題でなくして、あくまでも国民の立場を中心としたところの安全保障が、確立されるということではないかならないかと私は思ひます。

この国民の立場から見ると、安全保障を真の目的とするところのこの審議の途上において、私は、政府がもっと、これは私たちはお預かりしておるけれども、非常に困つておるのだとか、それから率直に認めて、まああなたのおつしやる通りだとか、――ほとんど人はそう見るでしょう。従つて、もしよいお知恵があるなら拝借したいだきた、こういうようなことが、問題

によつて当然言われなければならないような場合が、今日までであつたように思ひますけれども、依然として高姿勢であり、ごまかしであり、国会を通過させるための詭弁が積み重ねられておる、こういう感じがございまして、従つて、国会審議を通じて、国会議員にわかりません。総理に直接質問をいたしております国会議員が釈然として理解できないで、納得できないことが、新聞や、ラジオや、報道を通じて、また速記録を通じて、これが国民に紹介されたときに、国民がさらに国会議員よりも理解できるかといへば、私は、国会議員の理解できないものが国民に釈然とするはずがないと思ひのであります。今日までの審議経過を見ると、非常に大切な問題であるところの極東の範囲を例にとつてみましても、おそらく国民の中には、疑心暗鬼、一体どうなるのかといふところの不安を持つておるものが九十九％だと思ひます。それから事前協議の問題にいたしまして、これは少しもはつきりいたしておりません。また、竹谷委員や、大貫委員や、戸叶委員に三日、四日かかつて答えられた政府の答弁を通じて、国際条約と憲法と国内法との関係をいろいろと検討してみますと、これらもう一つわかりません。私は、こういう問題が釈然としないので、一体国民が批准を納得するのかどうか、大いに疑問を持つております。総理にこの極東の範囲について申し上げてみましても、たとえば金門、馬祖の問題でございします。私は、またこれを

私のあとの質問で、極東の範囲に触れていたことになっておりますから、今詳しくは申し上げませんけれども、あの金門、馬祖にいたしても、初めは入って中道で入らなくなると。それじゃ政府の意思を要更したのかといえ、変更しないという。全くもってそれと合わないのをごさいます。金門、馬祖が入るといえば、党内からつるし上げられる。反対派がある。そして金門、馬祖を入れたらと、どうも工合の悪いところがたくさんある。しかし、金門、馬祖が入ったと言わないと筋の通らないような食言を、すでに冒してしまつておる。このジレンマに立つて非常に苦悶をしていらつしやいます。これは必ず私たちが国会でこの法案を通過させる前までは、だれかが明確にしなければ、国民が釈然としないというところは、私はおわかりになると思ひます。それから事前協議の問題にいたしまして、拒否権のないところの事前協議、はたして事前協議といふものが絵にかいたもちでないかどうかというところは、非常に疑問を持っておりますが、これもまだはっきりいたしません。また、林法制局長官が、一昨日は、あらゆる国内法といふものは、憲法が包含しておるのであるからということで、憲法と、他の下にあるべきは国内法とは、同一序列にあるかのごとく見せて、これと国際条約とが、相ともに並んで、同じように適合するんだというより、前になことを言っておられるのでございませう。私たちの常識から申しますれば、憲法の下に国内法があるのでございまして、もし、国内法が憲法と同序列に置かれて、国際条約に対決するのであ

りますならば、憲法は不要になつて参ります。こゝういふことに對するところの答弁も、林さんは笑つていらつしやいますけれども、国民にはわからないのでございませう。この辺は明快でないといふこと、数えあげれば枚挙にいとまがないほど、釈然としないところの詭弁が積み重ねられておるといふことを、反省しなければならぬと私は思ひますが、私のこの指摘に對しまして、岸さんはどうお考えになりますか。

○岸國務大臣 私には、しばしば申し上げておるうちに、この安保条約の国会における承認の問題に關しましては、十分審議を通じて政府の所信を明らかにし、国民の納得と理解の上に立つところの支持によつて、これが通過を期しておるということを申し上げております。私の考えは、始終その通りでございませう。そうして、今おあげになりました点に關しましては、極東の範囲については、われわれは統一見解を述べております。統一見解においてわれわれが申し上げておるところが、われわれの考えであります。また、事前協議の問題に關しましては、しばしばわれわれは、事前協議の対象になる問題については、日本がこれを拒否することのできる問題と、拒否した場合において、アメリカがその日本の拒否に反した行動はとらぬのだといふことを、繰り返して、明瞭に申し上げておるのであります。何らこの点において私どもは疑問もなければ、不明確な点があるとは実は考へておりません。また、国際法と憲法と国内法との關係についての政府の法律的解釈につきましては、私は、今堤委

員のお話しになつたことは、われわれの法律解釈として申し上げておることを、正しく御理解いたゞいておらないのではないかと実は思ひのでございませう。こゝういふ点に關しまして、御疑問があるならば、われわれはあくまでもこれを明瞭にいたし、そして國民の理解を深めていくべきことは當然でございませう。ただ、せつかくの堤委員の御意見でございませうが、私も、いかなる場合におきましても、政府の所信を明瞭率直に申し上げてお答えをいたしますが、あるいは御質問の委員のお方の御納得なり、御理解をいたさる得ない――立場が違つており、御意見が違つておる点があることは、もちろんでございませう。しかしながら、政府が詭弁を重ね、あるいは事実を隠蔽しておるといふふる御意見でございませうけれども、私は、先ほど最初に申し上げましたような心組みで、この審議に臨んでおりますから、一切そういう考へは政府としては持つておらないことを明瞭に申し上げておきます。

○堤(ツ)委員 私が申し上げるところの意図も、御答弁になりました首相の意図も、一対一でございませうから、尊重をいたします。従つて、まじめに考へておられるといふことを前提として、私は発言をさせていただきます。

実は、念のために申し上げておきたいと思ひますけれども、決して私が所屬いたします民主社会党の思想を一方的にこじつけようとか、また、私たちの安保に對するところの主張を固執して譲らないといふような考へで、ものを申しておるのではございせん。しかも、考へなければならぬこと

は、国際問題でございませうから、いかなる人が政権を担当いたしておりしても、国際場裏に出て、日本国政府が、あるいは日本国が、国際場裏の中で信用を得なければならぬことは、論を待たない。従つて、できるだけ協力をして、政府が信用を勝ちとれるような、国際場裏における活躍をしていただきたいと思ひのでございませう。私は、単に自民党内閣が長きにわたり政権を担当していらつしやうて、野党から見ればすいぶん腹が立つから、自民党内閣を攻撃するのだとか、また、私たちのイデオロギーにこだわつて、あるいはどちらかに属してものを言ふといふような態度を、私たちはとりたくないと思つておる。またとるべきではない。要は、私が当初に申し上げましたように、安全保障を目的とするところの國民の立場から、私たち國民があつて善処をしなければならぬ問題である、こゝういふことにかかつておると思ひます。政府は、今岸さんがおつしやいましたような言葉の通りのお心持でございませうならば、どうぞ困つたことはごまかせないで、困つたとおつしやつていただきたい。そしてできるだけPRを考へていただきたらう。國民にもつとつと理解して貰つて、理解の上に立つて、國民の世論を背景として批准をするのだといふところの態度をとつてもらいたいと思ひます。これはもう一度確認をいたしますが、よろしくございませう。

○岸國務大臣 この審議にあつたての根本の考へ方は、今堤委員の御意見の通りに私はさつきもお答えを申し上げておりますし、こゝういふ考へでおります。

○堤(ツ)委員 總理は、今こゝういふうにお答えになりました。國民に對するPR、理解をしてもらふといふことは何かといへば、やはり国会審議だと思ひます。これにしろものはないと思ひます。たとえば、羽田へお歸りになつた總理が、このように安保に關してきたのだといふので、サクラの出迎を極めて御宣伝になりました。また、日比谷や中之島の公会堂で八百長演説をおやりになりました。これは一向効果がなないのでございませう。国会審議を通じて、時間をかけて國民にPRをするという態度に出られるのが、最もいいことだと私たちは思ひのでございませう。ところが、こゝういふ見地に立つて考へますときに、自由民主黨並びに政府は、統一見解として、四月の二十二日には国会を通過させたい、どうしても野党が審議に應じてくれないときには、よしや単独審議であつてもこの審議を終わつてしまいたい、こゝういふふうに言つておられるのでございませうが、今おつしやつておる、できるだけ審議をするという問題と、二十二日にはどうしても通すんだという言葉を考へ合わせますと、そこに筋の合わないものがあると思ひます。一体二十二日に期限を置かれたのは、國民に理解をしてもらふのに十分である期間だと思われたのかどうか、お答えいただきたい。

○小澤委員長 堤委員に申し上げますが、審議方法の問題は、委員会が自主的に決定する問題でありますから、政府の意見を聞く必要はないと思ひます。よくあなたの方と御相談して今後進めます。

そこで、私は、ここで騒い

すか。

い、これが念願でございます。

ましい。

○堤(ツ)委員　ベトナム賠償のときの

います。

れば、日本の私たちの領土の安全を保

○岸國務大臣　これは政治全体の問題

上げた通りでございます。

ことが、何よりも私たちの安全保障の

そこで、そろお答えいただいたのは

まあまあこの辺のところ、今の日本

え侵害しかねないところの外交政策を

とつていらつしやるように私は思うのでございます。どうしてこのようにソ連、中共を中心とした共産主義陣営に敵視政策をおとりになるのか。この辺で一つ方向転換をなさるときが来ておるのではないかと思ふのでございませうが、これに對しますところの岸総理大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○岸國務大臣 国内内政の問題について、私は、社会保障、福祉国家の建設に對しまして、現在の日本の状況が十分だとはもちろん考へておりません。しかし、これにわれわれが力を入れておることは、年々の予算をこらんと下されば、私はきつめて明瞭であると思ひます。特に、そういう社会保障がでないことが、防衛費の負担が非常に重いうから、そういう結果になつておるといふふうな御議論でありますけれども、これを國際的に見まして、どこの國に比べても、われわれは防衛費としての負担は少ないのであります。これに反して、国力の増進に伴つて、社会保障制度や、あるいは文教の施設等に對して、福祉国家の目標に向かつてわれわれが予算をこらなくとも、もちろん、これでもつて完全だとは私も申しませんが、努力しておるといふことは、私は、國民も十分に理解していただけたことだと思ひます。

外交政策につきまして、いわゆる共産國を敵視しておるといふことでございませうが、われわれは決して敵視政策はとつておるのではありません。むしろ、共産國の方からそういう宣伝が非常に行なわれていることは、私承知いたしておりますけれども、われわれが共産國に對して決して敵視政策はとつ

ておりません。ただ、私は、イデオロギーの過剰云々というお話がありましたが、ほんとうにわれわれが、この日本の國民のほとんど圧倒的多数といふものは、やはり自由の上に基礎を持つところの民主政治を完成することが、自分たちの政治的理想であり、人間生活、國民生活の目標はやはりそこにある、いわゆる共産主義という理念に立つての國家組織においては、われわれが願つておるところの、自由を基礎としての民主政治の完成といふことは相入れないものであるといふ實際の現実に立つて考へて、そうしてわれわれが、やはり日本のほんとうの住みやすい、幸福な社會を作り上げるためには、自由主義の立場をとり、そうして繁榮と平和をはかつていくというのが、私の基礎の考へてございませう。それからいふと、共産主義に對してはわれわれはそういう考へを持っておりませうけれども、共産主義の上に立つての國家を作つておられる國々に對しまして、われわれは、その立場、その考へ方といふものに対して、決してそれに内政干渉しようとか、あるいはそれを敵視しようとかいふ考へは持つておりません。従つて、共産主義の國々との間にございませうが、従来幾多の國交を回復しておられた國々との間にも國交を回復し、そうしてこれとの間に

は、立場としては、今言つておられるように、自由主義の立場を堅持しておりますが、共産主義の國に對しても、決してこれを敵視するとか、これは一切交際しないとか、友好親善を進めなさいとかいふふうなことは考へておりませう。ただ、お互いがお互いの立場を理解し、尊重し、互いに相侵さないといふことによつて平和共存を求めていくといふことが、現在の世界においての外交の基本でなければならぬ、こゝろは考へております。

○堤(ツ)委員 総理が自由主義陣営の中に立つて平和を求めていくんだという考へを持つていらつしやるということを知りたいと思ひます。また、國民の多數も、數の上でいへば、どちらかといへば、私は、總理の言われるやうな現状であることも認めます。また同時に、共産主義陣営において、岸内閣に對するところのある程度の行き過ぎの發言や、また、どうかと思はれるやうな發言が、また、内政干渉にも

な態度でないところの、話し合いの中にもう少し外交政策を共産主義陣営との間に推し進めていかれるところの、積極策があつて、私は、人間としてもおかしきはないのじゃないか、かように考へるのでございませうが、こゝろに努力は払われておらないように私は思ひますので、一つ、今岸總理がお答えになりました精神でありますならば、一体、政府みずから、私の申し上げたやうなことに對して、どういふ積極的な政策をとられて、日本としての有利な立場を開こうとしてこられたか。

○岸國務大臣 共産主義の國のうちにございまして、日本に最も近く、最も日本國民の関心の深い中共といふものが、國際的に見まして、特別な關係に對する考へ方が、この特殊な事情のために、私は、誤解されておるところが非常に多いと思ひます。しかし、そうでもない東歐の共産主義諸國との間にも、従来國交が回復されておらなかったところに、國交を回復し、諸國との間に互いに大使を交換しまして、いろいろな通商の問題であるとか、文化の交流の問題であるとか、その他のことを進めております。また、ソ連との間におきまして、あるいは貿易の關係、あるいは文化の關係、あるいは最近におきましては見本市を開催するとか、あるいは漁業交渉の問題にいたしましても、すべてわれわれとしては、この精神に基づく友好的な關係を進めていくように努力をいたしております。ただ、中共の問題につきましては、私特殊の關係にあるといふことを申し上げ

ましたが、これは堤委員も御理解いただけると思ひますが、國連の關係といひ、また國民政府と日本との關係といひ、中共と國民政府との關係、そういういろいろな複雑な關係がございまして、今日のところにおいて、政治的な意味における國交回復といふことがむづかしい状態にあります。しかし、兩國の理解と、そうしてお互いが將來において平和的な關係を作り上げるために、經濟の問題や、あるいはお互いが行き来するところの關係といふやうなもの、積み重ねていくという従来の方針を、私もとしては一貫して持つておるのであります。これが不幸な事態のために、今日途絶しておるやうな状況でございませう。また、われわれが積極的な、いかなる場合にございませう——そういう關係にありませうけれども、中共に對しましては、決して敵視的な言動や、そういう態度をとつておらないのであります。あくまでも私が最初に申し上げましたやうな關係でもつて、共産主義國との間におけるところの友好關係を進めるやうに努力をいたしております。

○堤(ツ)委員 一応そういうふうにお答えになりますけれども、大體國民の見る目は、アメリカ寄り、共産主義陣営を仮想敵國視したところの岸内閣の政策といふものに対しては、國民が満足できないと思ひます。国内から侵略される余地のない國を整えていくといふこと、國の外から侵略の口実を手えないうやうな外交政策の伸展を行なつていくといふことが、政府のやるべき態度でございませうが、私がなぜこゝろいふことを質問するかと申しますと、岸内閣は共産主義陣営に對し敵視

しておるということは単なる誤解だ、必要以上に誤解されておるのだ、こういうような答弁が事ごとになされますが、私はそういうふうに思わない。たとえば、一昨日の社会党の戸叶委員の、中共の声明に対する総理の見解に對して、やはり反発的なあの政府の、岸さんの御答弁というものは、多分に國民は批判的であると思ひます。なお、もう一つ、念のために、なぜ私がこういうことをしつこく申し上げるかとお申しますと、一九五七年六月二十一日に發表された岸さんとアイゼンハワーとの共同声明、これを第一回の共同声明とお申しておりますが、その中に、こういうことが、朝鮮動乱の問題に觸れておりますけれども、うたわれておりますので、ここに根本があるように思ひますので、ちよつとお尋ねをいたしておきたいと思ひます。「大統領及び總理大臣は、全面戦争の危険はいくらか遠のいたが、國際共產主義は依然として大きな脅威であることに對して意見が一致した。よつて、両者は、自由諸国が引き続きその力と團結を維持すべきであることに意見が一致した。自由世界の侵略阻止力がこの数年間に極東及び世界を通じて公然たる侵略を防止したため有効な働きをしてきたことが相互に承認された。この朝鮮動乱の際に發表された共同コミュニケの中には、はっきりと、共產主義陣営といふものが侵略勢力であるから、従つて、これに對してあくまでも對抗しなければならぬといふところの相互の承認が書かれております。これは今度の第二回の岸・アイゼンハワーの共同声明の中にも私は尾を引

ておると思ひますので、お聞きしたいのでございまして、この共同声明を出されたときの共產主義陣営に対する岸さんのお考えと、現在、安保条約を結ぶ段階に至つての岸總理の中共、共產主義陣営に對するところの見解と、これだけの開きができたか、また、どういふふうにお考えが変わつてきたか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○岸國務大臣 私、第一回のアイゼンハワー大統領との共同コミュニケに申し上げておることは、いわゆる國際共產主義の脅威が依然として存してゐるというところを申しております。これは、私には、今日もなおその点はあると思ひます。これは自由主義の立場からの考えでありまして、先ほど申したように、われわれ人類のほんとうの理想は、自由を基礎とする民主主義の完成にあるといふ考えから見ますと、國際的な面においてこれを全世界に押し広めていこうという國際共產主義の考え方といふものは、自由主義の立場をとる考え方からいふと、それが一つの脅威であることは、私はいなめないと思ひます。今日もなお、その点については同様と考えております。ただ、いわゆる東西兩陣営の對立といふ、東は言うまでもなく共產主義の陣営でありまして、西は自由主義の陣営でありますが、この對立關係といふものにつきましては、最近におきまして、この間のいわゆる對立の緊張を緩和しなければならぬといふことが、兩陣営ともに考えられてゐる。そうして、話し合ひによつてこの間におけるところの懸案を解決していく、力で解決するといふことを避けて、そうして、話し合ひで解決しようという機運

が動いてゐることは御承知の通りであります。私どもも、その機運を非常に歓迎するものであり、また、成功させなければならぬ、いかなる困難があつても、させなければならぬ、こゝろをこめて考えております。しかし、同時に、その話し合ひといふことが、共產主義の國々においては、共產主義の國々が團結し、そうして、經濟や、いわゆる広い意味における防衛力その他の力を背景として話し合ひに臨んでゐる。また、自由主義の陣営も、これに對して、話し合ひによつていろいろな懸案を解決する上から申しますと、やはり自由主義の國々がしっかりと團結し、そうして、その團結を裏づけるところの力を持つて、そうして話し合ひを進めていく、これが國際の現實であり、また、それによつて初めて兩陣営の平和的な共存といふことが、あるいは競争的な共存といふことが、とにかく、共存の道を見出すといふことが可能になるものだ、かように考えます。

○堤(ツ)委員 念のために、ついでにお聞きいたしますが、共產主義陣営の中で、自由主義陣営に對して脅威を与えてゐる國といふのは、一体どういふものを頭の中で考えておられますか。

○岸國務大臣 アイゼンハワー大統領と私の話におきまして、國といふものを、一國をさして、それが脅威を与えてゐるといふふうには実は私も考えておりません。國際共產主義といふものの一つの脅威を指摘しておるわけでございますが、どの國が脅威を与えてゐるというふうなことは私も考えておりませんし、また、そういうことを口にするべきものじゃないと思ひます。

○堤(ツ)委員 なかなかひつかからないうちに、上手に答えます。(笑聲)共產主義といふイデオロギーは、總理も今お答えになりましたように、権力だとか武力で、また警察力でどうにかするといふような簡単なものではありませんが、私は、共產主義といふイデオロギーが國家的な致命傷になるといふことはあり得ないと思ひます。むしろ、それよりも、政治がよかつたならば、共產主義などそのけにして、國民はついてくるものなんです。ところが、共產主義陣営の思想が脅威を与えてゐるのだといふような、おびえた態度で日本國がおるというところは、政府のやつておるところの政治自身に自信がないところからきておるのではないかと。イデオロギーであるところの共產主義恐怖症におなりにならないで、一つ、それよりも優先するところのよい政治を、内政、外交においてやつていただくといふことが、安全保障の、侵略の口実を与えない最もよい道だ、私はこゝろ考へるのでございまして、岸總理はどうお考えになりますか。

○岸國務大臣 もちろん、さつきも申し上げましたように、われわれは内政、外交を通じて平和、福祉を念願して、それに向かつて努力することは当然であります。ただ、堤委員も御承知の通り、國際共產主義の理論といふものは、從來理解されておるところにありません。ただ単なるイデオロギーだけではなくして、その考えを實現するために武力革命、一つの革命を前提としておるのでありまして、また、世界各國におきまして、多くの共產

主義の國々が作り上げられた実例といふものはそういうことになつておるわけでございますから、ただ単に思想の問題としてだけこれを見ることのできない一面が、自由主義國に与えておる一つの脅威の基礎である。決して私は内政、外交上のことをおろそかにするものではございせんし、ただ取り締まりだけでこれができるという考えでもございせんが、同時に、いたずらにおびえて脅威を感じておるというわけではございせん。

○堤(ツ)委員 それでは一つ、良識のある總理大臣でございまして、私が今申し上げましたような趣旨に沿つて、内政、外交を、内外ともに整へていただくべきならば、私は、いたづらに自衛隊を増強したり、大國にすがたつたりするやうな哀れな姿を露呈しなくて済むと思ひますから、どうぞ一つ、今御主張になりましたやうな線において、今後進めていただくたいといふことを、國民の一人として要望しておきたいと思ひます。

○藤山國務大臣 次の質問に入ります。交換公文の段階に入つていきますので、一つ藤山外務大臣に交換公文についてお尋ねいたします。

二月十九日の委員会で、森島委員外はたの委員が――森島委員が中心になつて大體御質問になつておりますが、三つの交換公文は、アメリカ力では上院の承認の對象にならぬ、たしかこゝろいふふうにお答えになつたやうに思ひますし、速記録にもさう書かれておりますが、再確認してよろしうございせんか。

○藤山國務大臣 その通りでござい

○堤(ツ)委員 いわゆる今度の地位に
関する協定は、これは日本では承認の
対象になつておりますけれども、アメ
リカではならない。しかし、これはアメ
リカの例がございまして、憲法慣行
で、行政協定という事で、条約の効
力を一応持つことになつております。

○高橋(通)政府委員 国家間の約束で
ございまして、それを、どういふもの
を国会の承認を得べきであるか、ま
た、どういふものを承認なくして行政
権だけで締結できるものであるかとい
うことは、その国の国内の憲法上の問
題でないかと考えます。そこで、アメ
リカの憲法上の規定または慣習に従い
ますと、ただいま申し上げましたよう
に、地位協定その他の三交換公文は、
アメリカの上院の承認を得ないでいい
ということになつてゐる次第でござい
ます。ただし、その承認あるなしとい
うことは、その国の国内問題でござい
ますので、双方が正当な全権委員を出
しまして締結した以上、承認を得た条
約と全く同じ法的効果を持つてゐると
思ふわけでありませう。

○堤(ツ)委員 日本では、承認の対象
であると同時に、批准の対象として不
可分なものになつております。アメリ
カでは、上院の承認の対象になつてお
らないのは、アメリカの憲法の慣行で
ある。今、条約局長がたしかお答えに
なりましたところでは、承認の対象に
なつておらずとも、これは効力を発
する、こゝろお答えになりました。今ま
での例を見てみますと、なるほど、
交換公文というものは、国会の承認を
得ておらずともアメリカでは効力を
発しておるという事は、私も認めま
す。しかし、今度の問題は、条約と不
可分のものなんです。これは単独の交
換公文ではないはずで、条約と切つ
ても切れないところの、条約のからだ
の一部でございまして、今までの交換
公文とは違ひはございまして、から、
私は、どうしてもこれは条約の一つに
して、アメリカも国会の承認を得なけ
れば、どうも筋が通らないのじやない
か、こゝういふ見解を持つておるので
ございませう。なぜ、こゝういふことを申
上げるかと申しますと、事前協議の交
換公文では義務化されております。審
議の対象ですから、義務化されてお
りますが、アメリカでは、明確な国際法
上の効力の関係が明らかでなかつた
ときには、運用上のことを、いざとい
うときに来ますわけですね。それを私は心
配するわけです。たとへば、アメリカ
が何かの事情によつて事前協議の要請
をしなかつた場合、勝手に動いてし
まつた場合、また、こちらが事前協議
を求めるのに対して、言うことを聞い
てくれなかつた場合、日本としてはど
んな根拠でアメリカの条約違反を追及
していくのかという心配な問題が生ま
れて参ります。私は、この点につきま
して、今度の交換公文は条約と不可分
のものであるから、アメリカも日本と

同じように国会で承認を得なければ、
はたの交換公文とは違ひるんじやない
か、こゝういふふうに考えるわけでご
ざいます。これについて、私は、もう一
度条約局長に、不可分であるところの
交換公文は単独の交換公文と違ひとい
う見地から、疑問を持つております。
こゝういふ質問でございませう。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘
の点でございまして、アメリカとい
はしましては、アメリカの憲法上の慣習
として、こゝういふ種類のものは国会の承
認の対象とする必要はない、これは
しななければならぬ、こゝういふふ
な――どこの国におきましても、ど
ういふ範囲は国会の承認を得べきか、ど
ういふ範囲のものが必要でないかとい
うことは、それぞれその国の憲法上の
慣習によつていろいろ違ひるわけでご
ざいます。従ひまして、御承知の通り、
われわれも外国と条約、交換公文等、
いろいろなことをいたしますが、ある
条約においては、われわれは承認の対
象とする場合に、先方はしない、ま
た、ある協定におきまして、われわれ
は承認の対象としない場合に、先方は
しているというふうに、先方とわれわ
れとの取り扱いが違ひるという事は、
多々ある次第でございませう。ただ、い
かなる場合におきましても、この交換
公文は、正当な委任を受けた全権委員
同士で正当に交換しているわけでご
ざいますから、内部的な取り扱いのい
かにかかわらず、これは国際的に、す
なわち、日米関係において当然条約と
全く同じ拘束力を持つものである、こ
ういふふうに考えております。

○堤(ツ)委員 私は、この英文の条約
を見ましても、政治的な翻訳がしてあ
るところがちょいちょいあるわけなん
です。これはどうも安保条約締結にあ
つたつて、いろいろな問題で、アメリカ
はアメリカだけの解釈をしてゐる、日
本は日本だけの解釈をしてゐるとい
ふような場所があつて、非常に危険なこ
とがあるのじやないか、こゝういふ問題
が非常にたくさんございませう。くだ
いようでございませうけれども何つてお
きたいのは、この交換公文の取り扱
い、日本ではかくかくしかじかにす
る、アメリカはどうかするか、たとへ
ば、上院の審議にかけるとかかかない
とか、かけなくとも国際法上の効力に
間違ひはないなどというところの合意
を、統一解釈を、そのときお取りつけ
になつたかどうか、もし、お取りつけ
になつておりましたならば、取りつけ
てある、こゝういふふうに答えていた
いたらい。

○藤山(通)政府委員 そういふことは、そ
れぞれの国におきまして憲法の慣習な
り、あるいは規約によることでありま
して、取りつける必要は毛頭ないと考
えております。

○堤(ツ)委員 私は、やはりこの不可
分の交換公文というものは、アメリカ
においても国会の承認の対象にしても
らうように要請すべきでなかつたかと
思ふ。それならば、今日日本がどうと
持つておりますやうな交換公文が――
アメリカが他国と条約を結んだときに
不可分の交換公文があつて、そのし
て、それが何ら支障なしに国際法上の
効力を發揮しておるという前例がアメ
リカにすでにあるか。そんなこと何う
までもないので、日本はこれに触れな

かつた、こゝういふことになると思ひま
すが、アメリカに前例はございませ
うね。

○高橋(通)政府委員 どういふ前例
か、具体的にちよつと今思ひつきませ
んでございませうが、前例は多々あると
考えております。

○堤(ツ)委員 これは大事なことで
ございませう。日本だけが一生懸命にな
つて国会でこの承認をして、この交換公
文にすがつておるのに、アメリカで
は、批准の対象でない、まあ、アメリ
カは、日本の条約に対する見解の相違
だといふふうなことで逃げられてし
まつて、私たちは、気休めにこの交換
公文を一生懸命に審議した、こゝうい
ふやうな結果が生ずるでございませう
ではないかと思ひます。で、二、三日の
うちにこの委員会にお出しを願ひた
い、こゝういふふうにお願ひいたしま
して、私は次の質問に移りたいと思ひま
す。

そこでお尋ねしたいのは、私は、私
は、国連軍――これは日本におります
国連軍でございませう。国連軍と在日米
軍――これは安保条約でいうところの
在日米軍でございませう。この在日米軍
の地位と、おのおのの法的根拠につ
いて、吉田・アチソン交換公文を中心
として、岸総理にお尋ねをしてみたい
と思ひます。

それはどういふことかと申します
と、この吉田・アチソン交換公文によ
りますと、この交換公文によるとこ
ろの国連軍の援助の問題がございま
す。朝鮮事変に際しまして安保理事会
において採択された、一九五〇年の六
月二十七日、それから同じく一九五〇

○堤(ツ)委員　そうすると、朝鮮動乱だけに限るものですね。そういたしましたら、すると、少しおかしい文章がある。ごらんになっていただきたいのですが、ずつときままして、「国際連合の行動に重要な援助を従来与えてきましたなし、また、現に与えています。将来は定まつておらず、不幸にして、国際連

すべての加盟国が、これらの兵力その他の援助を合衆国のもとにある統一司令部に提供されることを勧告し」とあるが、これらに、これらの援助は、合衆国のもとに置かれる統一司令部に提供されるのではありませんか、日米両代表者の交換公文は、形式上には一応肯定されるのです。しかし、将来に

から撤退していなければならない日の
後九十日以内に日本国から撤退しな
ければならない。」と書いてあります。
その次の二十五条にはどういふふう
に書いてあるかと申しますと、「すべて
の国際連合の軍隊が第二十四条の規
定に従つて日本国から撤退しなければ
ならない期日に終了する。」この国連軍協

い。

○岸國務大臣　これはきわめてよく然
として用いられておると私は解釈いた
しておるわけであります。

○堤(ツ)委員　そうすると、総理大
臣、日米安保条約第六条における極東
の概念と一致するのですか、一致しな
いのですか、どちらですか。

○堤(ツ)委員　そうすると、ただいまの岸総理の答弁では、一ぺん一ぺん極東という言葉は違うのだ、法律によつて、条約によつて、極東という言葉はそのつど、そのつど違うのだという解釈をしてよろしゅうございますか。

○岸国務大臣　今申し上げました通り、それが用いられておる条約である

とか法律であるとか、そういうようなものの趣旨から、それに適応するよう解釈すべきものでありまして、一つの概念があつて、すべての条約に共通するというふうなものではないと思ひます。

○堤(ツ)委員 そうすると、総理の答えからいいますと、極東という文字が地球の上に出てくるたびに、極東とはというところの解釈を一つ一つつけないと判然としなないと思ひますが、御了承になりますか。

○岸国務大臣 地理学的にきまつておる言葉であればきまつて明瞭でありますけれども、そうでないものでありますから、従つて、その条約なり、その使われておる場合において、ここにおける極東というのはいかゞの意味であるといふことを、その全体から解釈していかなければならぬ、かように思ひます。

○堤(ツ)委員 私は、吉田・アチソン交換公文における極東の範囲と、それから日米安保条約の極東の範囲というものは、在来から岸内閣が答えておるところの極東の範囲というものは、合致させるといふことが悪いので、今はどうもその点をずらさなければならぬといふので答えていらつしやるのじゃないかと思ひます。それでなかつたら、おかしいことではございまして、私が言うように、国際法が生まれるたびに極東という言葉が条約や言葉の上に出てくる限り、この極東についてはそのつど、そのつど解釈するものが解明されなければならぬといふ問題が生まれてくるのでございまして、非常におかしいと思ひます。私がなぜこゝういふことを申し上げるかと思ひます

と、今までの日米安保条約におけるところの岸総理並びに岸内閣の解釈というものは、元来、日米安保条約に基づいて極東の概念及びその範囲は、この条約に關する限りにおいて通用する特殊な概念だ、こゝういふような説明をしていらしたように私は思ひます。ところで、この極東といふのは、二月の二十六日に、岸さんが、「他から不当な侵略行為があれば、やむを得ず實力を行使してこれを排除する」といふような点におきまして、両国が共通の関心を持つておる地域は、今お話しになりましたように、自由主義の立場をとつておる國々の支配しておる領域といふものがその主眼になるわけではございまして、共產圏において實力をもつてこれが平和と安全を維持しておられる地域といふものは、われわれの共通の関心を持つておる地域には入らないといふのが適當であらうと思ひます。私が今指摘しましたように、愛知委員に對してお答えになりました日米安保条約における極東の範囲といふものは、私は、岸さんは非常に特殊な概念で政治的な解釈をつけていらつしやるように思ひますので、これと合致させるといふ問題が生まれてくるので、吉田・アチソン交換公文の場合には違ひない、こゝういふふうに言つて、その場を糊塗しようとしていらつしやるのじゃないかと思ひます。それけれども、どうでございませうか。そのつど、そのつど解釈をつけねばならぬといふことになつてくると、私は少しおかしいと思ひます。

○岸国務大臣 そのつど、そのつどとおつしやるのが誤解を招くおそれがあります。さつきから申し上げておる

ように、条約であるとか、交換公文その他の文書、法律等に用いられておる場合におきまして、これは極東だけじゃなしに、あるいは東南アジアとか、あるいは中近東とかいふような言葉がいろいろなところに入られることがありますが、その範囲につきましては、私は、必ずしも明確な、地理的にきつちりと緯度で示すことができるような地域をさしては思ひません。こゝういふ意味におきまして、極東といふことも、本来抽象的な一つの概念でありますから、従つて、その条約なり、あるいはその法律、交換公文に用いられておるその趣旨を、そのときにその全体から考へるべきことは当然であります。われわれがこの安保条約に用いておる極東といふものの統一解釈を示しましたが、それから引いて吉田・アチソン交換公文の極東といふものを云々するといふような考えではございせん。交換公文自体が作られたときに、極東といふのをどういふふうに入れたかといふことは、決して安保条約でわれわれの考へておるような概念には用いていない、こゝうお答えしているわけでありませう。

○堤(ツ)委員 それでは私は問題をしばらくして、そんなにたくさん極東の場合を指摘しても首相は非常に御迷惑でございませうから、吉田・アチソン交換公文において使つてある極東については、ある程度私は具体的な地域と範囲が示されなければ、政府の責任は果たせないと思ひますが、一つ、こゝで吉田・アチソン交換公文におけるところの極東の範囲を一々あげていた

○藤山国務大臣 御承知の通り、極東といふのは、地理的概念を抽象的に表わしたものでありまして、私も、こゝに手元に持つておられますけれども、辞典等を見ましても、非常にたくさんな解釈がございまして、一定はいたしておりません。それで、極東といふものにつきまして、こゝういふ条約上において使います場合には、この条約の趣旨から見て解釈すべきだと思ひます。今の国連の場合におきましては、朝鮮事案における問題を取り上げておるのでございまして、従つて、韓国といふものが極東にあることは、もうまづれない事実だと思ひます。従つて、極東において事態が起こるということは、抽象的に、こゝういふ意味で言えるわけでありまして、こゝういふふうに解釈して差しつかえないと思ひます。

○堤(ツ)委員 私が聞いたことにまつすぐにお答えいただければ、非常に時間がかからない、早いわけですし、みんな聞いておられるわけですから、さういふことではございませう。私の聞いておるのには、たくさんの場合の極東といふものに触れると大へんだから、今は吉田・アチソン交換公文——もうこれは過去に済んだ、日本が援助を与えた、問題を起したところなんですから、それについて、こゝういふ極東の範囲といふ概念で、こゝういふところを地図に入れて援助したのか、こゝういふ具体的な答へがでなかつたら、あなた責任者としてどうなるんですか。これは岸さんにお尋ねいたします。

○岸国務大臣 朝鮮動乱という事態、それに対して、国連がそれをおさめるために必要な行動をすべき範囲、こゝういふ意味で用いておると思ひますのでござい

います。従つて、具体的にそれに線を入れろといふことは御無理であらうと思ひます。ただ、こゝういふ意味においては、非常に限定されておるということに申し上げて差しつかえないと思ひます。

○堤(ツ)委員 私が吉田・アチソン交換公文の中にある極東の問題になぜ触れたかと申しますと、吉田・アチソン交換公文といふのは、安保条約を結んでから後、さらに「に關する交換公文」で生じるわけでありまして、従つて、在日国連軍が行動いたしまするときに、安保条約によるところの在日米軍が行動いたしまするときに、問題が二つあるので、それに触れたからこの質問をしているわけですね。非常に大事な問題なんです。ですから、一つこの際は、いかげんなところに線が引けぬとか、どの國、どこのことといううなことをはつきり言えないといふことは、過去において、国連軍の一員として参加して、國費をもつてこれに援助を与え、こゝういふ、国連の理事会の決定に従つて行動した政府が、一つ一つ國の名前や地域や範囲が地図の上に入られぬといふなら、これは私は、次の国連軍の性格と在日米軍の性格がはつきりしませんから、前へ進めませんので、一つ統一して、しつかり教へていただいて、國の名前、地図がはつきりいたしましたら前へ進めさせてもらいます。

○岸国務大臣 先ほど来言つておるうちに、國の名前とか、地図にこれを書き入れろといふことは、これは極東といふ概念からいふと、私は、こゝういふものじゃないと思ひます。しかしなが

ら、この交換公文に用いられておる極東というの、朝鮮動乱に關して、その事態についていわれていることである。その場合に、国連がこの朝鮮動乱を静めるために行動する必要な範圍とすることを意味しておるわけでありませう。従つて、その範圍は、私はこの安保条約が考へておる、日米両方が日本の安全にきつめて密接な關係を持つておる極東の地域というのとは性質も違つておられますし、範圍も違つておる、こゝろが申し上げられること、これを線と引けると言われることは、また國をあげて言ふといふことは、私は、極東の觀念といふものがその性質のものではないといふことを申し上げておきます。

○堤(ツ)委員 それはあなた、地圖がはつきりしない、線が引けない、國の名前がその中に入れないといふものだったから、ではこれも極東だ、これも極東の範圍だ、朝鮮動乱に關する極東の範圍に入っているのだ、あなた、ミサイルの近代兵器をもつて動く國連軍が、次から次へと動いていつたら、しまいは、スエズの國境まで行つたつて文句は言えないことになるのじゃないか。それは一体どういふことになるのか。やはり過去において援助を与え、ともに國連軍として行動をしたのならば——予想される行動範圍について地圖や國々を示せ、限界点を示せといふのなら、これは無理かもしれないけれども、しかし、大體の概念として持つておらなければならぬ、國だとか、地圖だとか、範圍だとかいふものは、ことに過去のことでありますから、私は、責任を持つて答えていただきたい。なおあとにも續いていくので

ありますから、はつきりしてもらわな

○藤山國務大臣 御承知のように、吉田・アチソン交換公文には、「極東における國際連合の行動」ということが書いてございませう。この行動といふのは、事態の發展に應じて國連自身がきめることでありまして、われわれが解釈して、一方的に決定すべき問題ではございませう。

○堤(ツ)委員 それでは、義勇軍を出したところの中國は入るのか入らないのか、どういふことですか。

○藤山國務大臣 申すまでもなく、國連の決議によつてきまるわけでございます。

○堤(ツ)委員 過去において、入つたのか入らないのかといふことです。これはしつこいようですけれども、六条の極東の紛争、脅威、これが日本の安全保障に影響するといふことで、「極東」といふ言葉で巻き込まれるのですよ。その極東と國連軍の極東とがごっちゃになつてしまつて、従つて、これは國連軍といふしきの御旗を振りかざして、アメリカ軍が、將來、在日米軍であるのに二重の性格でございまして、動く範圍がごまかされる心配があるから、私は聞いておるのである。これは吉田・アチソン交換公文が生きて限り、私は、この吉田・アチソン交換公文の範圍といふものは、概念として明確に示してもらわなと困る。

○藤山國務大臣 何かアメリカ軍が日本を占めかすといふお話でございませうけれども、アメリカ軍が、國連軍として行動する場合に、國連を占めかすわけには参りません。

○堤(ツ)委員 それでは、そこまでお答へになりましたのでしたら、私は、今の吉田・アチソン交換公文の中の極東といふ問題を残しまして、ちよつと横へ行つて、また戻りますが、よろしゅうございませうか。——今おっしゃいましたが、それでは私はお聞きいたしますが、こゝろが起つたらどうするのです。——私はそれではお聞きいたしますが、國連の在日米軍といふのは、まだ残つておりますね。ちよつと確認いたします。

○高橋(通)政府委員 まだ残つております。

○堤(ツ)委員 たしか座間に残つておりますね。そこで、こゝろが起つたをお尋ねしておかなければならぬと思ひますが、たとへば、國連軍の行動についてこゝろが起つたといふことは、在日國連軍司令部の一部がまだ残つておりますが、ここに朝鮮問題と關係のない理由で武力紛争が発生したと仮定いたします。このため、第六條を發動して、日米兩國の軍隊が行動したと想定いたします。この場合に、もし相手國が、故意によらないで國連軍の在日司令部を襲撃または爆撃した場合には、國連軍はいかなる立場をとるのか。安保条約の第六條によつて日米兩國が行動したときに、故意にあらずして國連軍の在日司令部が爆撃または襲撃を受けたときに、國連軍はどうしますか。

○岸國務大臣 その場合は、いわゆる日本の施政下にある領土に対して武力攻撃があつたわけでありませうから、日本が、第五條によつて行動することは当然であります。國連軍がどういふ行動をするかといふことは、これは國連

の決議によつてきまることだと思ひま

○堤(ツ)委員 私は、日本とアメリカが行動しておつて、偶然に國連軍の在日司令部が襲撃を受けたときには、どうしても國連軍は立ち上らざるを得ないだらうと思ふ。これに立ち上がつて、行動を起さなければならぬのです。この場合に、この行動を國連の行動と言ふのかどうか。この場合に、この軍隊は、國連の決定を待たずしてとにかく動かなければならぬわけですから、國連の名のもとに行動する法的根拠はないわけだ、こゝろが思ふのですが、一体どうですか。

○高橋(通)政府委員 それは國連軍に対する攻撃でありますから、國連軍が直ちにこれに対処すると思ひます。また、その前の段階におきまして、極東と申しますか、日本國外において、こゝろに朝鮮とは關係なく紛争が起きたその段階においては、すでに國連が、これに対処して、國際の平和と安全のための処置をとりつとあると私は考へます。また、日本にそのような事態が起きたときでも、國連は必ずそこで措置をとり、國連自体として対処する、平和維持の方策をとるべきであるし、必ずするものと思ひます。

○堤(ツ)委員 その場合に、國連が行動を起すときの法的根拠を一つ説明して下さい。

○高橋(通)政府委員 これは國連軍自体に対する攻撃でございませうから、國連軍の自衛權と申してもよいし、また、國連軍といふのは、そゝろがふりな平和維持のための當然の權限を持つておる軍隊でありますから、これに對

して當然國連軍は反撃できるものと私は思ひます。

○堤(ツ)委員 國連軍に自衛權があるかないかといふことは、むづかしい問題だと思ひます。國連軍に自衛權があるといふ解釋はどこから出てくるのですか。なぜこゝろが起つたことを申し上げるかといふと、國連軍が行動を起すときには、行動を許可する決議がなければ動けないわけです。すぐに立ち上らなければならぬときには、實際は法的根拠がなくて立ち上がつてしまふんですよ。そして、どうかといへば、私の解釈では、國連軍には自衛權はないと思ふ。今、高橋条約局長はあ

るとおっしゃいましたが、それでは、國連軍に自衛權があるといふならば、國連軍に自衛權のあるところの説明を一つしていただきたい。

○高橋(通)政府委員 國連軍の自衛權の問題であります。これは、その軍隊に対してそのような攻撃がございませうれば、それを反撃するといふことは、當然本質上できることだと思ひます。また、同じような事例は、イスラエルの休戦協定違反の場合に、休戦監視軍と申しますか、あそこ國連軍が派遣された場合がございませう。その場合に、あれは休戦を監視するのみならず、これに対して加えられた双方の軍隊が、停戦をして引き下がるわけでありませうが、それに従わずに、反抗した場合、一体どうなるかといふ問題が起きましたときに、その軍隊は、そのような場合には當然自衛權として反撃できるのだ、そゝろがふりな先例もございませう。

○堤(ツ)委員 國連軍に自衛權があるかないかといふことは、これは私は統

一されておらないと思います。自衛権を持つておるといふのは、国家を単位として考えられておるのが常識でございまして、国連軍に自衛権が存するといふことはあり得ない。従つて、国連軍が自衛権で動いたというにあらざるして、いわゆる理事会の決定の法的根拠を待つて動いたということになると思ひます。そういうことになりまして、

今は中心とするのは在日米軍ですが、国連の在日司令官が、日本の本土以外のところから襲撃を受けて、在日米軍が動き出すときに——これに対して今高橋条約局長がおっしゃる通りに、国連の自衛権、これは、私まだもう少し聞いてみなければならぬと思ひますけれども、国連の自衛権か、あるいは法的根拠を持つてこの、安保理事会の決定に従つてこれに行動して行動をとりますが、その場合には、これが日本の国内から受けた襲撃ではなくして、いわゆるアチソン交換公文に書いてあるような、極東の範囲とおぼしきところから受けたらしい、従つて、これはもうやらなければならないのか、これは、自衛するために、国連の決定に従つて——どちらでもよろしい、動かなければならぬときに、国連軍がまだおりますが、出かけていくときに、一体どこまで出かけていくのか、これが概念として持つておらない極東の範囲を出て、はるか向こうのウラジオストクだとか、あるいはタイ国だとか、またはスエズの方からとか、またアメリカ本土だとか(笑)——アメリカ本土は入りませんけれども、遼東とこの地域からきた、そういう場合にはどこまでも出かけていかなければならぬ、根拠地をやつつけなければなら

ない、そうすると、それも吉田・アチソン交換公文の極東の中に入つておる、その極東の中にその襲撃をしてきた根拠地も入つておるから、これに行動してもよいということになつてくるのですか。これは一つ総理に聞きた

○藤山國務大臣 国連が国連軍を出します決議をいたしますときには、当然国連軍を出すのでありますから、その決議の内容においては、その国連軍が不時に襲撃を受けたときには、それに抵抗するといふことは、前提として、国連の決議に入つておることは当然でございます。また、朝鮮事変におきまして、国連軍が編成されておるのでございまして、その範囲内において、国連の決議で国連軍は動くわけでございます。従つて、朝鮮の事態が再び起こつて、そして何か起こりましたときには、その朝鮮の事態を平和的に解決する限りにおいて、国連軍が行動するのは、国連の決議だと思ひます。従つて、その国連の決議に従つて行動するのであります。日本が一方的にそれを解釈すべき問題ではございません。○堤(ツ)委員 そうすると、総理並びに藤山外務大臣などの解釈から言いますれば、こういうふうに解釈していいと思ひます。朝鮮動乱の場合の極東といふ、吉田・アチソン交換公文に書かれたところの極東といふ文句は、安保理事会の決定に従うのであるから、単に極東でなしに、それがあらゆる地球の上の地域に及んでも、これは極東と言ふんだ、こういう解釈——そうなるのでしよ、極東と書いてあるのですから。従つて、これがたとえは、地図でいふ概念の極東の範囲を越

えて、向こうの方に行つちやつても、これは便宜上極東の中に入れるんだという事態が生まれてくると思ひます。が、どうですか。

○岸國務大臣 今堤委員のおあげになつておるような事例、これは朝鮮動乱から、そういうことは、私も予想されたいと思ひます。また、国連も、朝鮮動乱について国連軍をなした場合には、それがヨーロッパやあるいはアメリカ大陸に及ぶといふやうなことを、考えておると私は思ひません。従つて、もしもそういうふうな朝鮮動乱が發展して、そういうふうな事態が起こつてくるならば、私は、国連としては当然別の決議をして、その行動範囲を定めるべきものであつて、朝鮮動乱のために作られた国連軍が、そういう行動をするといふことは、本来の国連の決議には入つておらない、こう思ひます。

○堤(ツ)委員 そうすると、最大限の極東といふものを常識の中で考えておる、その極東で及ばぬときには、別途の決定に従つて、また範囲をつけ足していくようなことが起こつて参るだらう、こういう解釈、しかしそれは、一応私は次の問題に移りたいです。今お答えになつた藤山外務大臣のお答えと、岸さんのお答えとは違ふといふことを、一つ指摘いたしておきます。そこで、私は、この日米安保条約の中に今まで取り上げられて参りました、たびたび問題になりましたところの、岸総理が言われる安保条約の極東といふものの解釈について、一つお尋ねをしてみたいと思ひます。でございますが、この速記録にもございします通り、

愛知委員の質問に對しまして、私にさういふ答えたやうなことをおっしゃる。自由主義陣営であるところのアメリカと日本が共通の関心を持つて区域であつて、共產主義圏が支配しておつて、平和と安全を別途に支配しておられる地域といふものは、われわれの共通の関心の及ぶところではないから、これは極東の範囲に入らない、こう答えておられます。これを分析いたしますと、きわめて政治的な、一般の通念に反した地域を極東としておられるように私は思ひます。けれども、国連のいふところの極東における関心といふものは、ちよつと岸総理や日本政府の見解とは違ふと思ひます。国連のいふところの一般的な極東といふものは、極東の全域に及ぶべきもので、私は信じます。同じ極東であつても、イデオロギー的に違ふところの共產主義陣営は極東の中に入れないのだ、こういうことを、私は国連はいわぬと思ひます。しかもこれは、考えて参りましたら、この国連が、自由主義とか、社会主義とか、共產主義とかを区別して、極東といふものを区切つてしまふといふことになりま

す。国連の精神に反するわけでございます。共產主義陣営、社会主義陣営の、その極東の平和と安全は国連は守るけれども、それ以外はどうでもいふのだといふやうなことを、岸さん式に国連がいふましたら、これは大へんなことでございまして、私は、もはや国連の使命は果たせないと思ひます。でございますが、やはり岸さんが御主張になりますように、国連は、あなたのような政治的な解釈を、あなたと同じやうに、極東についておるとお考えになりますか。国連の解釈についての岸

総理の答えをお聞きいたしたいと思ひます。

て、持つておられるような危険を感じます。私はそう思います。というのは、私は、もし岸さんが言われるような解釈を国連がしておりましたら、これは大へんなことですから、国連の見解を聞きにいかなくちゃならぬですよ。違ふとおっしゃる。違ふとおっしゃったのなら、岸内閣はいかなるイデオロギーの陣営であらうとも、極東というものを対しては、公平な考えを持たなければ、日本の安全の保障は、私は、極東全域にわたって考えなければならぬと思いますけれども、この問題に對しまして、私は、岸さんがどうもおかしいと思う。

そこで、日米安保条約に基づくところの米軍と、国連の行動と、この二つの問題が起つてくるわけです。いわゆる国連軍というのは、公的には全く異なった性質のものである。日米安保条約のこの在日米軍とは、法的に非常に根拠の違つたものである。これはお認めになると思う。よもや在日米軍イコール国連軍、こういう考え方はなさらないと思います。そここのところの確認をしていただきたい。

○岸国務大臣　もちろん、国連軍につきましても、先ほど来質疑応答のありましたように、その法的根拠が、この安保条約に基づいておる在日米軍というものと違つておるから、これを同一に考えるわけには参りません。

○堤(ツ)委員　そうすると、いかにこれを識別し、区別するかという問題が起つてくるわけです。たとい同じ米軍であっても、法的地位が異なるのでございませうから、二重性格を帯びることとはできないと思います。二重性格を同時に兼ね備へることはできない。個

個のものである。その点はどうかでございませうか。常に二重性格を帯びて見るといふことは、許されなないと思ひますが、同感でございませうか。

○岸国務大臣　むしろ私は、二重性格を——ある場合において国連軍たる性格と、在日米軍たる性格と、二重に持つておる、かように思ひます。

○堤(ツ)委員　そうすると、この点は、私は、この安保条約によるところの在日米軍と、国連に基づくところの国連軍と、こういうものとをはつきり區別しておかないと、日本には二種類あるのですから、日米安保条約に基づく米軍の行動が、すなわち国連軍の行動というふうな混乱を招く場合も生まれてくるのじゃないか、こう思ひます。が、総理大臣、どうお考えですか。

○岸国務大臣　これは吉田・アチソン交換公文において、はつきりいたしておると思ひます。

○堤(ツ)委員　日米安保条約第六條の、極東における國際の平和と安全の維持に寄与するためのアメリカの行動は、國連憲章第五十一條による自衛權を行使するところの行動であるか、あるいは第四十二條によるところの國連の制裁行動であるか、そのいずれであるかといふことをやはり非常にはつきりさせないと、國民は、どうも一体どつちの方を根拠として動いておるのかわからない。むしろ逆に、これは政府が悪用しようとするのじゃないか、こういふような疑ひさえ持つてのじゃないか、こう私は思ひますのでございませう。

が、この点について、四十二條によるところの國連の制裁行動で動く場合と、安保条約六條によつてこの在日米軍が動く場合と、この二つの場合につ

いて、どつちともつかずに動く場合があるといふ解釈もなさるわけではございませうか。

○岸国務大臣　六條で行動するといふことは、私はないと思ひます。五條です。この場合は、日本の施政下にある領域が、現実に武力攻撃を受けた場合でございませうから、これに對して日米がそれぞれ自衛權を發動してやるといふ問題、これは純粹に國連憲章五十一條の場合をさしておる、これきわめて明瞭であります。國連が、さらに、ある事態に對して制裁を加える意味において行動するといふ場合におきましては、その場合に國連のそれぞれの手続によつて決議がされて、そしてこれが行なわれる、こういふふうにお考えます。

○堤(ツ)委員　そうすると、在日米軍が、純粹に自衛權で行動するといふ場合も、これはあるといふことですね。お認めになりますね。そうすると、自衛權の行動でアメリカが動くといふことになりましますと、この安保条約の中に極東の平和といふ文句をなぜ入れるか、といふことは、どういふことかと申しますと、日本にありましますところの在日米軍といふものは、自分の自衛權を行使するためには、日本の憲法と違つて、アメリカ國の憲法は、アメリカの軍隊がどこへでも行けるわけなんです。日本の島の中だけでしか動いてはいけなかつたか、太平洋の中だけじゃいけなかつたかといふような憲法はないわけですから、どこへでも行けるわけなんです。従つて、アメリカの軍隊に對しまして、「極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため」といふような言葉で、アメリカ軍とい

ものを日本の軍隊のように縛らなくてもいいわけですね。

もう一つあげますと、今度は、國連の制裁行動あるいは國連の決定で動きましますときには、これは極東の平和だからといつて、どこを動いてはいけなかつたかといふ制約はもつてない。ところが、日本における在日米軍が自衛のために動くときには、何もこの「極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため」といふ言葉を入れなくても私はよかつたと思ひますが、これをなぜ入れたか。わざわざ縛らなくても、アメリカの自衛權はどこにでも行使できるはずですから、極東の平和といふことをうたわなくてもいいわけですね。なぜうたつたか。まづらわしくなる。

○岸国務大臣　堤委員の御意見のように、米軍は、その行動範圍といふものは憲法上制約を受けておりません。しかし、日本に駐留しておる米軍の行動は、本来、米國から言へば、無制限であるところのものを、制限する必要があると私は考へて、その行動を制限し、事前協議において、さらに制限するといふことをとつておるわけでありまして、日本に駐留しておる米軍の駐留目的といふものを、ここにおいて限定するといふことは、私も必要である、こう考へます。

○堤(ツ)委員　勝手に自衛權が發動できるのに、わざわざ「極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため」とうたつたのは、日本の国内だけといふようなアメリカ軍の行動に縛つてしまつて、アメリカ軍が動けなくなつて、逆に「極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため」といふ言葉を入れて米軍の行動を束にせ

しめて、しかも、これによつて日本の自衛隊が巻き込まれる危険をはらみながら、なおかつ、かてて加えて、國連の行動と類似のものにするようになつてしまつた。この六條の中の文句にからくりがあるのではないか、かように私は考へ、しかも、そういう見方をしておるところの日本人が非常に多いと思ひのであります。いかがですか。

○岸国務大臣　これは、御意見であります。が、堤委員の御質問の考え方、少し混乱してゐるのではないかと申します。と申しますのは、先ほど申しましたように、また先ほど御指摘のありましたように、米軍の行動といふものは、本来これは自由であります。従つて、その自由な行動を持つておるところのものを、無制限に行動さすようなものを日本に駐留せしめておくといふことは、これは適當でないといふことと、その在日駐留目的を制約してあります。さらに、この行動につきましましては、事前協議によつてさらにこれを制約しようといふことをとつております。私は、アメリカ軍が、本来持つておるような無制限な行動をするならば、あるいはいろいろな、われわれが不測な危害を受けるおそれもありまから、そういう制約をつけて、行動自身に對して限界を設けておるわけでありませう。また、自衛隊は、いかなる意味におきましても、日本の憲法の範圍内においてだけ行動するわけでありまから、施政下の領土をわれわれが防衛するといふことに限定されておるわけでありませう。また、極東の平和と安全といふものは、これは言うまでもなく、日本の平和と安全といふことに非常に緊密な關係を持つておりま

す。一般的に申して、極東の平和と安全が確保されなければ、日本の平和と安全を守るわけにいかない、こういう立場にあるわけでありまして、そういう範囲内において行動する。しかしながら、具体的行動につきましても、さらに、先ほど申し上げましたように、事前協議によって、その具体的な事態が、たゞ極東の範囲内でありましても、もしも日本の平和と安全というものに直接緊密な関係のないような事態ならば、行動を制約する。これはむしろこの条約の基本としてわれわれ考えておることでありまして、これによって、米軍がいろいろな自由な行動を持っておることから生ずる不安を制約しておるわけでございます。

○堤(ツ)委員 逆に言えば、そう言えますけれども、国民の目から見れば、二重性格を持つておるところの在日米軍というものは、二種類あるところの在日米軍というものは、非常に識別困難であるという事は、おわかりになると思います。この識別困難なところをうまく利用したところの、悪く言えば、国連軍というところの、にじみの御旗を利用して、どうにでも行動できるように、この国連軍に有利な、極東の平和と安全に寄与するという言葉を入れたように解釈されても仕方がない、私はこう思うのです。

そこで、今事前協議の問題に触れられましたけれども、事前協議はあとから触れるといたしまして、もう一つ最後に――なぜこういうことを私が申したかと申しますと、問題は、要するに、まだ朝鮮問題が終結しておらない

というところの名目のもとに、朝鮮に出ましたところの国連軍が、日本に駐留いたしておられます。そこで、一つ朝鮮問題の現状について政府にたゞしておきたいのですが、朝鮮問題は、休戦協定ができましたが、たゞか一九五四年でございます。すでに久しい、六年たつております。すでに久しいこの朝鮮問題をいろいろと考えてみますと、事態はどうかということに結びつけて考えますと、李承晩の危険な北進攻撃を抑えたら、再び戦争は朝鮮ではないものと想定してもいいのではないかと、私はこういうふうに考へるのですが、私にこれに対するところの総理大臣の答えを聞きたいと思ひます。

○岸国務大臣 朝鮮動乱の問題は、今もお話しのように、休戦協定ができておりまして、休戦状態になっております。私どもは、将来とも再び戦禍が行なわれるようなことのないことを念願しております。しかし、いろいろな仮定の議論をするならば、もちろん、動乱というものは、二つの相手方が対立して生ずるわけでありまして、南から北を武力攻撃する場合もありまして、北から南を武力攻撃する場合にもおきまして、同様に動乱がまた起こるわけでありまして、そういうことのないことを念願しております。

○堤(ツ)委員 大体常識におきまして、私は、あまりいさごは起らないのじゃないか、このような状態の中で、国連軍そのものは、もう大体使命をこの辺で終わつてもいい、いわゆる国連軍というものは、撤退すべきではないかというときがきておるのではないかと思ひますが、この撤退すべきで

はないかということに対して、どうお考えになりますか。

○岸国務大臣 このことは、国連が決定しておる問題でございます。事実上休戦の状態が相当長く続いておりますから、今お話しのような御意見も、一方において出ると思ひます。われわれは、いずれにしても、国連の決議に従つて行動せねばならぬ、かように考へております。

○堤(ツ)委員 国連に加盟して、みずからがその中に入つておるのでございまして、日本が政府といたしまして、目と鼻の先の朝鮮動乱の問題につきましても、自主的な、確固たる発言があつて、その軍隊の撤退に対しては、一番強い発言力があるはずでございます。そのに、国連軍という隠れみのを着て、そして国連軍として動いた方が有利だ、利用した方が便利だといふかのごとく見るとおられる、米軍の国連軍の行動が目に見えるものさへあります。これに対して自主的な意見が言えないという事は、一人前の独立国の総理大臣として、私はいかかと思ひます。逆に私は、もし将来も韓国に米軍が駐留しておられるというならば、それは米韓条約がございまして、これに基づいて米軍が駐留したからよいことで、国連軍の性格は、ここで一応終止符を打たなければならぬ。しかも朝鮮問題は、本来的に検討してみますと、これは三十八度線をはさむところの国内問題でございます。すでに一九五〇年六月二十七日、七月七日の決議の目的は、大体達せられたと日本政府は見るべきではないか。いつまでも無期限に国連軍を存置しますことは、すでに武力紛争は終結

しておるのでございまして、考慮の余地があるのではないかと。これに対しては、もつと政府は考へて、まぎらわしいところの在日国連軍と、安保条約によるところの在日米軍と、この二つで、日本の国民が非常に不安の種になるような、アメリカ軍の日本における駐留というものの対して、私は、はっきりと国連軍の撤退を迫るべきではないか、かように考へるのでござい

ます。また、将来こういうことは考へられると思ひます。もし朝鮮で紛争が起つたと仮定いたしましたら、この場合、必ずしも北からの挑発または侵略が絶対であつて、南からはないのだというふうなことも言えないと思ひます。そういう事態に應じて、国連の行動は、北からの場合と南からの場合と変わつて参りますから、ここにまた、国連軍の行動というものは、本質的に変わつて参ります。国連での、侵略者は常に共産主義者だといふようなドグマを持つて考へるという事は、非常に危険なことでございます。現在のよ

うな状態では、固定化して弾力性を失つておるところの国連の機構というものを、円満に動いてもらうために、私は、もはや朝鮮におきましてこの朝鮮動乱を中心とした国連軍の解散、撤退ということ、積極的に推し進める安保理事会での発言が、日本政府からなされなければならないと思ひます。しかも、これによつて一番迷惑をこうむるのは日本国であり、日本国の領土であるということをつけ加えておかなければならないと思ひます。吉田・アチソン交換公文に關しまして、この中に行なわれておるところの極東

の範囲に基づく米軍の行動、しかも、これによつて日本に駐留いたしておるのでございまして、これが生きた効力を持つておるのでございまして、問題は安保とからんでなかなか複雑奇妙で、国民の不安はここから出ておるということを考へますときに、私が先ほど申しましたところの、吉田・アチソン交換公文における極東の範囲またはその見解につきましても、もう少ししっかりと政府の見解を表明していただくようにお願いをしないか、どうも工合が悪いのじゃないか、私はかように考へますので、どうぞそのところは見解を統一されまして、はっきりと示していただきたいということをお願いいたします。

私はなお質問を持つておりますけれども、皆さんおなかが減つたようでございますから、ここで中断をいたしまして、午後には私の質問を続行することにしたします。

○岸国務大臣 ちょっとお答えを申し上げておきます。

極東の概念につきましては、先ほど私がお答えをした通り、その用いられ

ておる条約なり交換公文の趣旨によつて、解釈していくことが適當であるという考へ方は、終始一貫違つておりません。それから、国連軍が日本におる、これは二つあると思ひます。在日米軍が、一面において国連軍たる資格を持つてゐるものと、それから、在日米軍以外の他の国の国連軍がおるという問題があります。これはごく少数でございます。まして、他の国の者は、何か百人前後だといふことではございまして、これは非常に少ないのであります。米軍

が、一面において国連軍たる資格を持っておるということであり、吉田・アチソン交換公文を、さらに今度の交換公文でこれを認めておられますが、その中に、今後国連軍として在日米軍が作戦行動に出る場合におきましては、やはり事前協議の対象となるのでありまして、この点は、この安保条約による在日米軍の行動と同様に、全部がかぶるわけであり、従って、それから混乱なり不安が生ずるといふような事態は、私はないと考えます。

○小澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時五十四分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堤ツルヨ君。

○堤(ツ)委員 私は、午前中に引き続き午後の質問に入りたいと思ひますけれども、ただ一つ触れておきたいことは、少し時間がございませんでしたので略しましたけれども、吉田・アチソン交換公文によるところの朝鮮国連軍の使命というものが大体終わりました今日、国連の理事国として発言力を持ちます日本が、あくまでも自主的な見解において国連の中で私たちの主張を通して、そしてこの国連軍の撤退を実現させなければならぬということを一つ政府に強く要望をいたしました。その次の質問に入りたいと思ひますが、その前にもう一つ触れておきたいのは、この日本におけるところの国連軍の行動については、事前協議の対象

になるといふ首相のお答えもございました。なるほど、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文の中では、アメリカが統一したしておられますが、国連軍の司令部のもとにあるアメリカ軍隊にだけは規制をされなければ、それから、それ以外の、たとえばトルコとか、アメリカ以外の軍隊が国連軍の中にもあるはずであり、また、将来そうした場合に限らず、起るわけでございしますが、そうしたときには、アメリカ軍と違つてどのようなにしていくのか、アメリカ軍以外の国連軍の行動を規制する方法はどうするか、それを一つはつきりしておいていただきたいと思います。

○高橋(通)政府委員 ただいまの御指摘の点でございしますが、国連軍中のアメリカ軍につきましても、交換公文にございしますように、安保条約及びそれに従う取りきめの適用を受ける、これは御指摘の通りでございますし、われわれもそのように取りきめをいたしたわけでございします。それから、アメリカ軍以外の国連軍、これにつきましても、その行動は、たとえば戦術作戦行動とか、その他の行動をするというところは、全然考えられておりません。これはわが方としましては、日本にこれを支持かつ容易にする。その内容はどうかと申しますと、国連軍協定によつて規定されている。すなわち、その地位その他はすべて国連軍協定で規定されることとあります。従いまして、それ以上に出て作戦行動のために日本から飛び立つて云々するといふような、そういうふうな点は全然考えられていないわけでございします。

○堤(ツ)委員 そこで、私は、その次に、たびたび問題になっております事前協議の問題に入りまして、総理並びに防衛庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひますが、日本の安全と平和を守るためには、日本は米国の間に相互協力をして、極東の国際的平和と安全のために共通の関心を持つて常に事に当たつて、防衛力を維持し発展させる約束をするわけになっておりますが、日本が、条約によるところの実質的な、防衛力らしい完全な防衛力を具備することができるとは、一体いつごろのことか、何年ぐらいかかるのか。政府は、国家経済、軍事科学の進歩、防衛予算の増減、国際情勢、いろいろな角度から種々の要素を考慮に入れて、大要の見通しと計画を立てておられるのであらう、また、持つておられなければならないと思ひますが、その計画がございしたならば、ここで大体発表をしていただきたいと思います。

○赤城国務大臣 国際情勢や諸外国の様子によつて違ふと思ひますが、原則として、今、世界で、自分の国だけで完全に防衛ができるという国は、アメリカ、ソ連くらいしかないと思ひます。ほかの国は、完全に自分の国だけで、どういふ事態に処しても防衛できないといふようなことは、困難だらうと思ひます。しかし、そういう点におきまして、日本は日本なりに防衛体制を整えていくのに、どのような計画を持ち、どれくらいの年限を必要とするか、非常にむずかしい問題でござい

す。情勢等によりまして、なかなか的確には申し上げられませんが、現在第一次防衛計画を立てまして、三十五年度が終期になっております。三十六年度から四十年にかけての五カ年の第二次防衛計画を立てていきたいと、今検討中でございます。そういう点で、今でも、ある程度はできると言えます。もう、また、できないとも言えます。そういう点におきまして、今度の条約等によりまして、万が一の場合には、日本で防衛できない面をアメリカの協力を仰ぐという形になっていくことも、申し上げておる通りでございます。でありますから、今、完全にと、どの程度というところはつきり申し上げられませんが、第二次計画等の進行につれて、相応の防衛能力を具備する、こういうふうな予想を持つております。

○堤(ツ)委員 自衛のための防衛力といふものについて、最低どれくらいなものを、年次計画を立てて国内で推し進めていくかといふところの計画は、全く五里霧中である、今でも、ある程度持つておるといへば持つておられ、持つておられないといへば持つておられない、それは単に日本の問題だけでなくして、一國の単独の力で防衛し得る国といふのは、もう地球の上にあまりないんだ、従つて、日本もその例に漏れないのであつて、なかなか見通しが立たない、と同時に、確とした計画はない、ただ、第二次五カ年計画として、三十六年度から四十年までの五カ年計画といふものをもつて推し進めていく、ある程度防衛力を充実することとに処したい、まあこういう考えでおいでになる、こういうふうに解釈してよろしうございしますか。――そうすると、三十六年度から四十年までの第二次計画といふものについての数字をお示しいただきたい。

○赤城国務大臣 数字的に申し上げるにいたしまして、いろいろな数字がありますが、大体の大きな数字を申し上げますと、陸におきまして、三十五年度末においては十七万一千五百人という人員になりますけれども、四十年度末までに充てる人の点で申し上げますならば、十八万をあまり多くこえない程度のものといふふうに、陸の方の人員は見えています。海の方は、トン数にいたしまして大体十六万トン、飛行機等につきましては、空の方で千三百と第一次計画に見ておりますが、千四百と、大よそ予定しております。あとはミサイル等に移行していきたい、こういうふうには、大きな数字で言へば、予定しております。○堤(ツ)委員 ただいまの長官の答弁は、今日まで二、三回答へられておると思うのです。これは私も存じておるわけでございまして、単なる兵隊の数とか、それからトン数で私に知らしていただいたのでは承知できないから、きよりはあらためて聞いておるのでございます。なぜそういうことを申すかと言へば、今日の装備、配置、いろいろな点から勘案いたしまして、数よりも質に重点を置いてこの防衛力といふものは考えなければならぬ。近代兵器を中心とした防衛力になると思ひます。ですから、むしろ、そういう今まで再三聞かされた数の問題よりも、防衛庁長官として、三十六年度から四十年にかけて持つていらつしやるところの質と、それにかかるところの金

がどれくらいかということについての御計画が私はほしいわけでございます。それがもしここで答えになれば、お答えになれなければ、次の委員会に、こういう人員のばくとしたものでなしに、私の今申し上げたような趣旨の計画を、参考資料としていただきたいと思ひます。いかがでございますか。

○赤城国務大臣 数の点でのお尋ねがありましたので、先ほど申し上げたわけでございますが、それじやどういふ構想で第二次計画を作っていくかというところであります。ならば、なお申し上げたいと思ひます。私どもは、自衛隊を充実していく上におきまして、今御指摘のように、量だけでいくというよりも、質をよくしていく、近代化するといふことが、それからまた、装備その他について近代化したものを効率的に運用するといふ考えを持ってあります。でありますので、陸といひます、

先ほど申し上げましたように、あまりふやす必要はない。そのかわり、装備を近代化していく。一つの例を申し上げますならば、機甲化部隊といふことが、機甲化していく、こういう方向に陸の自衛隊を持っていきたい、こう考へております。それから海の方につきましても、これも前に申し上げておるわけでありましても、潜水艦に対する対潜方面に力を入れて、たとえばP2Vというような対潜哨戒機等もあります。が、こういうものを充実していく、あるいはまた、港湾等の封鎖を避けるために、それに対処する方法を考へていく、あるいは掃海、こういう方面

に考へていきたい。それから、空及び一般の方から考へますならば、やはり有人機といふか、人の乗る戦艦機がだんだんミサイルの方にかわつてきておりますので、地対空のミサイル、こういう方面で空の方の防備をしていきたい。海の方でも、それに従つて、三十五年度の予算でもお願いしておりますように、ターターというよりなもので、海から空に対する防衛体制を整えていく、こういうふうに考へて、一口に言ひますならば、装備を近代化し、効率化していく、そして日本の防衛に対して、おくれをとらぬような方向に進めていく、こういう構想で今検討している次第であります。

○堤(ツ)委員 おくれをとらぬような構想で追つかけていくとしても、大体後手々に回るのが、今までの日本の防衛庁の実態でございます。ばく然とおっしゃいますけれども、私たちが、なるほど、まあこれくらいならと思うような計画といふのは、そううまく立てられておらないんじゃないか、こういう懸念を持つわけなんです。ですから、今長官がお答えになりましたようなばくとしたものでなしに、五カ年の計画がありましたら、一年ごとの数字、内容を、国会でございしますから、一つ御発表いただきたい、こういうことを申し上げておきます。

それで、なぜ私がこういうことを要求するかと申しますれば、ただいま防衛庁長官が防衛計画についてお答えになりましたように、はなはだ自信がなかり、それから、追つかけていってもなかなか追つかないという心配が政府自体にある。大体、この近代戦に対処

できる自衛力らしい自衛力というものを備えるのは、何年かかっても追つかぬのじゃないか、こういうような心配を政府自体も持つておられるように思ひます。科学の進歩、そのスピードなどを勘案いたしましたときに、私たちも、これはだれが政権を担当してもなかなかむずかしい問題だと思ひます。ですから、このよつてきたところでは、当然、それまでに至る途上の問題を現実考へていかなければならぬ。自信のない途上においてどうするか。そういたしますと、新条約第五条による共通の危険に対処するためには、その不足した防衛力の補足について考へなければならぬのでございまして、政府はこれをどう考へておいでになるか。

○赤城国務大臣 第二次計画は目下検討中でございます。検討いたしました結果を国防会議にかけてきめることになっておりますが、まだできておりませんので、年次別に今申し上げるまでの段階にいつておりません。

それから、防衛力が十分というわけには参らぬじゃないか、それについてどういふ対処方法を考へておるかというところでございします。日本の防衛計画につきましても、国防の基本方針に従つて、国力、国情に応じて漸増する、こういうふうになっていきますから、無理に国力、国情を突破するようなことはできません。しかし、一方においては、お話のように、防衛力を充実していきたい、こういう要望を私どもは持っているわけでありまします。そこで、御承知のように、MSSA協定等を結びまして、日本で近代化しあるいは必要とするもので援助を得られるもの

につきましたは、援助を受けながら充実してきたのが、現在までの情勢であります。また、今からでも、必要なものにつきましたはMSSAの援助を受ける、こういう方針であります。それから、われわれは戦争を目的としていないのじやありませんが、今度の条約にありましますように、戦争が起きないような対処を考へるわけでありますけれども、万が一にもそういう侵略されるときに、御指摘のように、日本の防衛力では足りません。日本の力では足りません。そこにおきまして、そういう事態が万が一発生する場合には、安保条約の第五条にありましますように、共同の危険に日米で対処する、こういうことにはたゞざるを得ないと思ひます。

○堤(ツ)委員 一昨日の戸叶委員の質問にも答えておられますように、MSSA協定の必要を強調しておられました。今も御答弁になりましたように、いわゆる不足分につきましたは、MSSA協定によつてこれを補つていかなければならない、こういうことでございまして、言いかえれば、日米安保条約によつての力と、それからMSSA協定によつての援助と、この二つを合せて実施していかなければならぬような状態にある、こういうふうに答弁になったと思ひますが、大体よろしゅうございしますか。

○赤城国務大臣 日本が主体性を持ちつつやるわけでありましても、しかし、充実をしていく上におきまして足らぬ分は、堤さんが今御指摘のような方法によつて充実していきたい、こう考へております。

○堤(ツ)委員 安全保障条約とMSSA協定を併合実施することという観点に立つて、新安保条約とMSSA協定のおのの基本を私はここで考察してみたいと思ひます。協定と条約に少し大きな時代的なズレがあるのじやないかと思ひます。それはどういふことかと申しますと、新安保条約の中には、その考へ方の基本をどういふふうにかいてある。日米両国が、武力攻撃に対処する能力を、ともにのおのの国情と能力に応じて、自発的に発展的に備えることを約束することにしております。ところが、MSSA協定ではこれがどういふことになるかと申しますと、MSSA協定では、日本が、直接、間接の侵略に対する自国の防衛のため、漸増的にみずから責任を負ふことを、アメリカが一方的にただ単に期待しているにすぎない、こういうふうにかいてございします。新安保の三条で約束して義務を負つておりますが、MSSAの前文には、一方的な期待に終つておる。このズレは一体どういふふうにお考へになりますか。

○赤城国務大臣 御承知のように、相互防衛援助協定は、現在の安保条約に基礎を置いての援助協定であります。現在の安全保障条約におきましては、防衛力が漸増することを期待する、こういうふうにかかれておるわけでありまします。現在の安全保障条約ができた当時は、日本には自衛隊というよりなものがまだなかったわけでありまします。そこで、自衛隊が漸増することを期待する、こういうふうにかかれており、そしてまた、相互防衛援助協定におきまして、現在の安保条約の前文を引用しまして、今御指摘のよう「平和

及び安全保障を増進すること以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふことを、アメリカ合衆國が期待し

て、「こいうふうになっておるわけ
あります。今度の安全保障条約におき
ましては、そいうふうにアメリカが
日本を守ってやるのだというような形
の安全保障条約でなくて、両者お互い
に対等の形において安全保障条約を改
定していく、こいう立場になってお
りますので、表現も、お互いがそれぞ
れの能力に応じて防衛力を維持発展さ
せる、こいうふうになっておるわけ
でございます。

○提(ツ)委員 現行の条約とこの MSA 条約とは、言い分が通じていると思うのです。ところが、MSA 協定と、それから今度の新しい条約との言い分は、どうもズレがある。従つて、厳密に言いますれば、現行の安保条約と調子を合わせたところの MSA 協定の前文は、この際、今度の安保条約にうまく調子が合うように直さなければならぬじゃないか、前文に触れることを忘れたのではないか、こう思うのですが、いかがでございますか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの御指摘の点は、相互防衛援助協定、M S A協定に関する交換公文で、それが新安保条約がこれらにかわるものである、すなわち、新安保条約の地位協定に該当する規定があれば、これに言及しているものとみなすことが、両政府の了解でございます。従いまして、現在のM S A協定におきまして安保条約を引用しております点で、新安保条約に該当する規定があれば、それに言及して

いるものだ。従いまして、この前文も、新安保条約第三条にかわつたものである、このように考えて読むものであるというふうに、この交換公文で了解しているわけでございます。

○堤(ツ)委員　あまり大したことはありませぬけれども、ついでに触れておかないと、やはりこちらで義務を約束してしまつたものと、片一方では、向こうが希望的な観測を持って期待しているのとは、少しそごを来たすのではないか、こゝ思うわけです。

それから次に移りたいと思いますけれども、この条約を締結したと仮定いたします。その後、日本が完全な自衛力を備へるまでに至る途中の時点にお

いて、不幸にして武力攻撃を受けた場合、自衛力の不足分を、MSA協定による武器等の援助を受けた場合、同協定の第一条二項の規定が適用されると思いますが、いかがでございますか。

○赤城國務大臣　MSA第一条の二項の規定が適用されます。

○堤(ツ)委員　適用されるとなると、米国は日本の自衛隊の実質的な干渉ができることになりませんか。どうですか。第一条の第二項を適用しますと、日本の自衛隊に私は干渉できると思う

○赤城国務大臣 援助は、こちらが要求して、話し合いになって、成立することになります。成立した援助につきまして「いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。」と、使用目的を第一条の第二項できめてあるわけでございます。そういう点におきまして、援助を受けたものをほかの目的に使うことは、これは避

けなくちやなりませんけれども、しかし、これは援助を受けるがゆえに自衛隊そのものが干渉を受けるということはおございませぬ。

○堤(ツ)委員 それはおかしいのでし

て、アメリカから援助されたところの武器を、確かに間違ひなく約束通りの個所に使つておるか、はたに流用しておらないかといふことをアメリカとして監督いたしますには、最後まで、それが落ちつくまで見分けなければ、日本にごまかされたか、その通り使つたか、わからないわけですし、これは必ず自衛隊の中に入つてきて、間違ひなく使われておるなといふところの監督をやりますのでございますから、自

衛隊の編成に対することの干渉だ、
 こういうふうに思うのですが、防衛庁
 長官、どうですか。

○赤城国務大臣 編成等について干渉
 を受けたら、あるいは指示等を受けた
 ことは、今までもありませんし、これ
 からもありません。今のものは、援助
 を受けた物資についての使用目的を更
 更してはならないというだけござい
 ます。

○堤(ツ)委員 それが、私が朝から岸
 総理大臣に、あまり背伸びをなさらない

いで、苦しいところは苦しいとおつ
しやいと、こう言つていた一つの例な
んですけれども、アメリカの今持つて
おるところのいわゆる近代兵器装備、
金をかけたところの、世界に誇る軍隊
というものの力は、日本のささやかな
自衛隊と比較にならぬことはわかつて
おる。そうならばこそ、これにMSA
協定を結んで援助を受けなければ、自
衛さえもできないという日本の現状に
あるのですから、いかに干渉を受けな

いと言ったところで、局部的に日本の自衛隊の中で援助したものがどういふふうに使われるかということは、当然これは力関係において違ふところのアメリカ力が指揮命令、監督し、同時に使

用方法についても指導しなければ、これが實際生かない。ここまで見届けなければ、MSA協定のこのアメリカの監督というものは、アメリカの国民に對しても申しわけないのでから、私はなさると思ふ。従つて、力関係において違ふところの、しかも援助を受けるところの日本が、青伸びをして、斷じて指揮命令、監督は受けませんなどと言つたつて、實際だれの常識で考えても、これは受けることは百パー

セント間違ひなした、私はこう思うのですが、そこは正直におつしやうていただいたらどうでしょう。

○赤城國務大臣　どうも堤さんみたい
に私は卑屈になれないのですが、指揮
命令、監督等は絶対に受ける必要もな
いし、また受けてもおりません。そう
いうことにはなつておらないのです。
ですから、自衛隊の内部に入って指揮
監督、命令、こういうことはありませ
ん。もらったものについての使用目的
を変更するということにつきて

は、向こうでも、そういうことをされちゃ困るというようなことについて注意しておりますが、内部に入つて指揮、監督等はされておりません。

○堤(ツ)委員 事前の同意をして、そしてそれを目的以外に使わないという義務が日本に課せられておるのでございます。この間の速記録を見ていただきますとわかりますが、藤山外務大臣が穂積さんの質問に答えて、こういうことを言つていらつしやる。これは

私は少し今の答弁と比べておかしいのじゃないかと思うのですが、穂積さんの質問に対して、藤山国務大臣が答えられた速記録を引用しますと、「私は、今穂積委員の言われました御

意見とは、実は逆な考え方を持っております。「これは低開発国の援助の問題です。」「アメリカが、何か非常に金利の高い、あるいは非常に厳格な条件のもとに低開発国に金を貸すということが、アメリカ帝国主義の搾取の道であり、あるいは低開発国を隷屬化する道であるというふうに言われるのでありますけれども、これは個人の貸借でもおわかりいただけますように、ただでもらうくらい、もらった人がその人に

隸属することはございません。ましてや、コストを割りますより、な利率でもって金を貸して、その恩恵を与えますことは、その与えられた人は、与えただ人に對して隸属的にならざるを得ません。そういう意味において、経済開発というものは、やはり適当な利率、そして適当な条件をもつて援助していくことが必要だと私は思います。」と、こういふふうに答えておられます。私は、MSA協定は、いかに日本が力んでみて、ただでもらうものもある

ば、惜るものもありますし、貸しても
らうものもある。いろいろあるけれど
も、経済人の藤山さんが答えられたよ
うに、ただ高いものはないという
言葉がございまずけれども、逆に、た
だでもらへないものではないならな
い。個人関係のように、日本の自衛隊と、
アメリカの指揮いたします軍隊との
関係におきましては、私は、弱い関係
にあるところの日本の自衛隊が監督を
受けるということとは当然だと思つたので

ございすが、この間の藤山外務大臣の答へからして、いかにお考えになりますか。常識的にこういふ関係は生まれてきませんか。

○藤山国務大臣 私どもは、経済協力の点についてそう考えておりますが、M S A協定の実施にあたりまして、日本としては、むしろ、そうした卑屈なものの方でこれを受けていくといふことを考えておるわけではございせん。対等の立場でもって協力を得る、従つて、M S A協定で協議いたしまして、日本がそういうような何か押しつけられたような条件になりますならば、むしろ、そういう協議による援助というものについて考慮していくことは当然でございす。従つて、武器をもちろといふ援助を受けまして、そのこと自体が、日本の今回のこの場合におきましては、何か軍に対して指揮命令権が持たれるという状態にないことは、今防衛庁長官が言われた通りだと私は考えております。

○堤(ツ)委員 まあ一國と一國との問題でございすから、国会の席上で外務大臣や総理大臣がそういうことをおっしゃれないかもしれないけれども、国民の常識としては、この問題は、三月十五日に自民党が、政府・与党で統一見解を出しになりまして、日本防衛軍の指揮権は日本が持つ、米軍の指揮権は米軍が持つ、両国の合休による総司令部は持たない、こういふふうに言つておりますけれども、私は、M S A協定の中から生まれてくるところの協議によつて、政府の言つておいては、統一見解は非常に矛盾があるといふことを申し上げ、同時に、これに対しては多分に疑問を持つところの国民があるといふことを、一つ念のために申し上げておきたいと思ひます。アメリカからM S A協定による武器の貸与を受けた日本軍が、新安保条約の規定による行動をする場合に、M S A協定の第一二条二項の監督を受けておいて日本が行動するのでございすけれども、そのときに、多分に監督権的な、監督権を持つた立場にありがちな発言をアメリカがするであろうと私は思ひますが、その際の事前協議によつて生ずる日本のアメリカに対する拒否権といふのは、まさに微妙なものになつてくると思ひます。M S A協定の援助を受けておるに、恩恵があり、監督されておるの、日米安保条約に基づくところの事前協議のノ一は、どうも言いたくても言えないといふ事態に、日本が追い込まれるのじゃないか、私はかように考へるのでございすけれども、岸総理大臣はその点いかがお考えになりますか。

○岸国務大臣 M S A協定によつて武器の援助を受けた場合において、他の目的にこれを援用することはできないという制限を受けておりますことは、事実であります。しかしながら、それがゆえに自衛隊がアメリカによつて干渉され、あるいは指揮命令を受けるといふようなことは、絶対にないのではありません。その点は先ほど来防衛庁長官がお答えをしておる通りであります。現に顧問団がおりますけれども、顧問団が自衛隊を指揮するとか、命令するとか、監督するといふような形の権限を行使しておるものではございせん。で、実際にアメリカが供与しておるところのものが、どういふふうに使

用されておるかといふことは見ておると思ひますけれども、このために、指揮命令、監督をするという性格のものではないのであります。従ひまして、この点は、先ほど来委員の御意見もありましたけれども、防衛庁長官が申したことで十分に御理解をいただきたいと思ひます。

それから事前協議の点であります。が、今言つておるうちに、M S A協定で武器の援助を受けておる。それに対しては、M S A協定上の義務といふものは、先ほど申し上げましたようにございす。これは協定上の問題でございまして、それをわれわれが忠実に実行すべきことは当然でございす。しかしながら、それ以上の何ものもわれわれは負つておるわけではございせん。従つて、本安保条約によつて事前協議を受ける場合において、アメリカからそういうM S Aの援助を受けておるから、われわれが当然この安保条約の問題として考えなければならぬ問題を、それに引つからせて、そうしてノ一と言わなければならぬときに、ノ一と言われないといふような卑屈な考へは、私ども毛頭持つておらないのであります。

○堤(ツ)委員 私は、卑屈な考へを持つておつてもおらなくても、実際現実の問題として、日本の自衛隊の立場は、そうした弱いものであるといふことは、だれが常識的に考へてみても、はつきりすると思ひます。従つて、M S A協定と安保条約とを自衛隊が十分な日本が併合いたしました途上においては、事前協議の中におけるところの拒否権、日本がノ一と言へる立場は、非常に少なくなつてくる。従つて、事

前協議といふところの問題は、M S A協定とからみ合わせたときに、日本に拒否権がないといふ見地からいたしまして、どうも空文ではないか、こういう感じがいたします。

そこで、もう一つ、違った角度から、事前協議についてお尋ねをいたしてみたいと思ひます。条約第六条の実施に關する交換公文の中に、アメリカ軍隊の日本國への配置における重要な変更及び同軍隊の装備における重要な変更が行なわれる場合は、事前協議をするものとすると明記してございす。この交換公文の中にその書かれております。そこで、この場合の配置といふ問題を一つ取り上げて考へてみますと、いろいろな場合が生まれてくると思ひます。重要な変更の中の変更といふのは、一体どういふようなのか。具体的に考へてみますと、たとえは、在日米空軍が○○部隊を○○から○○へ移動する場合等の、国内の移動の問題があると思ひます。これはどうでございすか。重要な変更の中の変更といふのに、そういうのが入りますか。国内だけにおけるところの移動……

○藤山国務大臣 国内の中の移動は入ります。

○堤(ツ)委員 次に、新たに米軍が米國及び日本以外の基地から日本へ増兵する場合にどうなりますか。

○藤山国務大臣 日本國外から日本國內に移動して参ります場合、大部隊の場合には事前協議に入ります。

○堤(ツ)委員 それじゃ、もう一つの場合、在日米軍の日本から日本以外への移動、これは事前協議の対象に入りますか。

○藤山国務大臣 日本の国内から日本以外に出ますときには入りません。

○堤(ツ)委員 その次、在日米軍が日本から撤退する場合、事前協議の対象になりますか。

○藤山国務大臣 撤退でありまして、日本から移動して参ります場合は入りません。

○堤(ツ)委員 私が今言ひましたように、種々の場合が想定されると思ひます。政府の、在日米軍の配置の変更についての見解で、いろいろと伺つたわけではございすが、重要な変更とみなされるための認定基準を、ここで明らかにしてもらいたいと思ひます。

○藤山国務大臣 大体、兵力の配置につきましては、一個師団程度のものは事前協議にかかるとあります。それよりも小部隊はかからないで参ります。

○堤(ツ)委員 それは三月十五日の、政府・与党で統一見解を御発表になりました中に、今答へになつたことは、大体入つておるようでございす。

それじゃ一つ伺ひたいのは、今私が問題にしました中で、事前協議の対象にならないといふ場合に、非常に問題になる場合が一つある。それは在日米軍が日本から撤退する場合、これが対象にならないといふと、どうもこの条約を結んだ締結目的に問題があるように私は思ひます。在日米軍が引き揚げる場合は、いろいろな場合が想定されると思ひますけれども、米國が國際情勢の分析をしてみまして、撤退した方がいゝとか、または日本に軍隊を駐留させる必要度とか、また、軍事上の問題で、日本より日本以外の基地へ移動さ

せた方が、実質上合理的な作戦である
と考へたときには、部分的に撤退させ
るが、全体を撤退させるかというよう
な場合が起こつてくると思ひます。い
ずれにしても、在日米軍が撤退する
ときには事前協議の対象とならないとす
れば、米軍は引き揚げる時には、一
方的に、計画通り、自由に、日本から
日本以外の基地に軍隊を移動、すなわ
ち、出動させることもできることにな
りかねない、私はかように思ひます。
日本国は米軍隊のたまり場となるよう
な可能性も、この面から申し進め
ますと、出てくるんじゃないか。日本
に相談なしに、事前協議の対象でなし
に、勝手に部分的な撤退をするとい
うのでありますから、これは事前協議の
対象としないうで、たとえば戦時作戦
な行動をする場合に、日本をたまり場
として利用するのには便利であるとい
うような問題が生れてきて、ここにぞ
る法といわれるところの問題がひそん
でおるのではないか。もし撤退をする
場合、部分的な撤退であらうとも、全
面的な撤退であらうとも、事前協議の
対象として、これをはつきり協議する
んだということが一応いわれるなら
ば、まだしもわかるのでございますけ
れども、アメリカの軍事基地として使
われておる日本の立場をいたしまして
は、この引き揚げ、撤退の名目とし
て行なわれるというやうな危険が生ま
れてくるのではないか、かように思ひ
わけでございます。どなたにきいた
とき、間に合ふとき、アメリカの一
方的な利益のために、撤退したり、移
動したり、戦時作戦行動を行なつたり
するときに、ここを利用されはしない

か、こういう問題を考へないわけには
いかないのをごいまして、撤退が部
分的にもせよ、全面的にもせよ、協議
の対象になつておらないといふこと
は、非常に大きな問題があるのではな
いか、こう考へますので、重ねてお聞
きするわけでございます。

○藤山国務大臣 条約の全般の運営に
つきまして、むろん協議をいたします
ことは当然でございます。ただ、交換
公文におきます事前協議というものは、
特殊な重要な問題を取り出したわけ
でございます。ただいまお話のよ
うに、たまり場になるということであ
りますれば、たまるためには入つてこ
なければならぬ。その入つてくるとき
には、事前協議になるわけございま
す。日本の防衛に必要以上のたまり場
になるというやうな大部隊が入つてく
るときには、事前協議の対象になつて
おるわけでございます。

○堤(ツ)委員 これはまた、私は戦時
作戦行動という言葉に触れてみたいと思
ひます。そのときに、からみ合
わせてお尋ねをいたしたいと思ひます
が、撤退の場合、アメリカに事前協
議としてくりつけておらないといふ
ことは、非常に大きな問題がございま
す。

それから、もう一つ問題になります
のは、装備並びに配置の重要な変更
は、事前協議の対象になる。その場合
の重要な装備の変更というものは、核武
装への発展の変更を意味し、また、配
置の場合は、一個師団以上は配置転換
を適用すると政府は言つておられます
が、それ以下の場合には事前協議の対象
にはならないのをごいしますね。もう
一度確認をいたします。

○藤山国務大臣 今まで申し上げまし
た通りでありまして、配置につきまし
ては、一個師団程度以上のものについ
て事前協議をいたすわけございま
す。

○堤(ツ)委員 それでは外務大臣にお
尋ねいたしますが、一個師団以下のも
のは事前協議の対象にならないとい
はしますと、アメリカは日本と協議をし
ないで、自分の思ひままに、計画通り
在日米軍の配置の転換ができると私は
思ひます。それはどういふことかとい
ふと、たとえば、協議の対象にならな
い程度に配置を変更して、その回数を
何回か重ねる。つまり、一個師団の数
ならば問題になるけれども、三回か四
回に分けて、アリのやうに持ち運べ
ば――一ぺんに持つてきてしまつたら
事前協議の対象になるけれども、三
回、四回、五回と重ねて持つてきた
ら、事前協議の対象にならないから、
わからないうちに、自国の計画通りに
集めるということができるわけであ
ります。こういう点からいいますと、回
数はどういふことになります。

○藤山国務大臣 そいうことが、両
国間に脱法的な行為として行なわれる
といふことを、前提にはいたしてお
りません。しかしながら、一個師団以上
のものが数回に分けて入つてきまして
も、とにかく日本に一個師団以上の大
部隊が入るといふことになれば、事前
協議の対象になることは当然でござい
ます。

○堤(ツ)委員 できるだけ事前協議の
対象にならないやうにして目的を達す
るといふ抜け道が、この配置の重要な
変更といふ以外の場合にあるといふこ
とも、私は指摘しておかなければなら
ないと思ひます。

○赤城国務大臣 作戦行動といふ
と、相当広い意味にとつております。
防衛作戦といふやうなこともありま
すし、補給作戦といふやうなこともあ
ります。戦時作戦行動といふのは、直
接戦を目的とした作戦行動、こ
ういふやうに定義されておるやうであ
ります。

○堤(ツ)委員 この戦時作戦行動とい
ふものを、外務省の見解で見ていきま
すと、こゝで書いてある「戦時作戦行
動」とは軍事上の専門用語であり、「作
戦行動」といふ言葉と同義語である。

○赤城国務大臣 作戦行動といふ
と、相当広い意味にとつております。
防衛作戦といふやうなこともありま
すし、補給作戦といふやうなこともあ
ります。戦時作戦行動といふのは、直
接戦を目的とした作戦行動、こ
ういふやうに定義されておるやうであ
ります。

○堤(ツ)委員 戦時作戦行動といふ
のは、さいせん、この言ひ方では、事前協議
の対象にならない、こゝで言ひられてお
る。その事前協議の対象にならないと
ころの軍隊の移動が、戦時作戦行動を
伴つたものであつて、非常にきわどい

○赤城国務大臣 作戦行動といふ
と、相当広い意味にとつております。
防衛作戦といふやうなこともありま
すし、補給作戦といふやうなこともあ
ります。戦時作戦行動といふのは、直
接戦を目的とした作戦行動、こ
ういふやうに定義されておるやうであ
ります。

○赤城国務大臣 作戦行動といふ
と、相当広い意味にとつております。
防衛作戦といふやうなこともありま
すし、補給作戦といふやうなこともあ
ります。戦時作戦行動といふのは、直
接戦を目的とした作戦行動、こ
ういふやうに定義されておるやうであ
ります。

行動である場合に、事前協議の対象とならないで、この軍隊が動いたときに、これは日本では何ら知らない間に、アメリカが勝手に、日本の基地を利用して戦闘作戦行動を行なっている。

る、しかし、日本政府は、戦國作戦行動の中からこれを除外してしまつて、勝手な行動を請うている、こういう場合が生まれてくると私は思うのでございまして、これは非常に問題点でございまして、もし戦國作戦行動を事前協議の対象とするというようないことがはつきりしておりますならば、一々例をあげてこれは明記しておかないと、まだきまつておらないで、ケース・バイ・ケースで今後政治的にきめると、こういうようなことでは、国民は

納得をしないと思うのでございますが、この点について総理大臣、防衛庁長官、いかがでございますか。

○赤城国務大臣 戦闘作戦行動はケース・バイ・ケースでできめるというわけではありません。戦闘作戦行動として出てくる場合には、事前協議の対象にするわけでございます。それは、そのときによつて判断するということは必要でありましょ。でありますけれども、何もそれがきまつておらないというわけではございません。戦闘作戦の任務を与えられて出る、これを戦闘作戦行動に出る、こういうふうに解釈いたしております。

○堤(ツ)委員 私が懸念いたしますのは、実際は戦闘作戦行動であるけれども、戦闘作戦行動でない、普通の作戦行動だという名目をつけて、米軍が日本の基地をほしいますという懸念が生まれてくる、こういうふうに私

が言つておるわけでございまして、その点いかがでございましょう。

○赤城国務大臣　そりうことであつては信義に反しますし、条約に反すると思ひます。

に起こったといたします。そういたしますと、その沖繩に出發するところの、日本から出るアメリカ軍隊は、これはいざこざの最中でございますから、戦鬭行動、こう言えるのでござい

○堤(ツ)委員 それじやお尋ねいたしますが、日本の中にいたアメリカの軍隊が日本を出ていくときは、事前協議の対象にならないのでしょうか。そうお答えになりましたね。ならないのなら行ったか、日本は知る必要もないし、また知らされる必要もない、同時に、それが戦闘作戦行動であったか、普通の作戦行動であったかということも、関知しないという場合が生まれてきませんか。

○赤城國務大臣　日本の基地を利用して出る場合に、それが戦國作戦行動として出るかどうかということが判定されるわけであります。でありますから、直接戦闘をしていないところへ行く場合であっても、日本の基地を離れるときに、戦國の目的をもって離れるるときに、戦國作戦行動のために出た、こういうことであります。それからまた、作戦の中のどういふことで出るかということにつきましては、日本の基地を使用

する際に、これは判定してきめるべきであらうと思います。

○提(ツ)委員 それじゃ、私は具体的にこういう例をお聞きしたいと思うのです。アメリカがこちらにございます。それから日本がまん中にある。それから沖縄が南にある。それから台湾が向こうにあるというときに、アメリカから日本へ来た軍隊が、日本の基地に一度おりて、そしていざこざが沖縄

に起こったといたします。そういたしますと、その沖繩に出發するところの、日本から出るアメリカ軍隊は、これはいざこざの最中でございますから、戦鬭行動、こう言えるのでござい

ますね。

○赤城国務大臣　沖繩に問題が起きて、それをおさめるために、日本の基地を出て沖繩に向かう、これは戦闘作戦行動、こういうふうに見えます。

○堤の三委員　それじゃ、戦闘作戦行動ということのめんどろな事前協議を避けるために、アメリカの軍隊が一度日本から出まして、台湾に回って、台湾から、いざこざの起こつておるところの沖繩に行つたときには、日本から出たアメリカ軍隊は、戦闘作戦行動

を起こしたと言えますか、言えませんか、どちらですか。

○赤城國務大臣　そのときの事態にもよりましようけれども、今の設例でありますならば、これは台湾へ行つたということでありますから、戦闘作戦行動の中に入りません。

○堤ツツ委員　そうすると、實際は戦闘作戦行動のために立ち上がっておるのだけれども、事前協議の対象としてゐない一つの口実として、トンネルとして日本の基地が使われる、たまり場とし

て使われるというような場合も、実際には生まれてくるというふうになります。すが、どうぞいいますか。

○赤城国務大臣　わざわざ日本をたまり場にする必要もなからうと思うのですが、かりにたまり場とする場合であっても、先ほど外務大臣が御答弁申し上げましたように、たまり場とするのには、こちらへ入ってくる必要があります。まず入ってくるとき

に、一個師団程度のものであります。ならば、これは事前協議の対象になります。でありますので、たまり場として日本を使うというような事態はそうあり得ないと思いますが、そういうこと

がかりにあつたとしても、入るときに、事前協議の対象になる場合もある場合があると思ひます。

○(堤ツ)委員 これはやはりどう考へてみましても、戦闘作戦行動といふものには、一々例示をあげて、そして国民には、はっきりと明快にしておく必要がある。なぜかういふことを私が固執するかと申し上げますと、かういふことが起こつて参ります。戦時国際法上から見ますと、戦時に軍事基地として使用される地域、つまり、日本が、アメリカ

の軍事基地として日本の地域を、日本の領土を提供したといえます。そういたしますと、戦時の国際法上から見ますと、日本は基地を提供したことによって戦國区域になるわけでございます。軍事基地として使用される日本は、当然相手国から見れば、戦國区域に入るのでございますから、敵の勢力ということになって、攻撃の対象になります。たとえば、事前協議の対象となると、戦國作戦行動でなくとも、軍事基地、補給基地としてわが国

が利用されるならば、戦時国際法上、わが国もその戦争区域に当然なつてくるのでございますから、これは事前協議の対象としなければ非常に困るのでございます。対象として、政府がこれをいやだというような場合が起こつても、すでにもう事が始まつておりましたならば、これは実際にノーと言えないのでございますし、どうしても基地として使われるという場合が――

ノ、イエスにかかわらず、日本の場合は、軍事基地として使用される場合がある。それが自動的に国際法上の戦國区域に入ってしまう。そうしたいとしたときには、単に補給をしていっ

た、単に移動していっただけだ、こういうようなことを言ってみしても、敵方から見れば、戦國区域に入るのでございまして、これは大へんなことでございまして、やはり戦國作戦行動を日本で起したのと同じ結果になる、こういふふうに考えるのでございしますが、いかがでございませうか。

○陸山國務大臣　戦時國際法との関係につきましては、条約局長から御答弁いたさせます。

○高橋通三政府委員　ただいまの御指

摘の点でございますが、基地を貸与している場合に、そこが交戦区域になるかどうかということは、相手方がそこを適法に攻撃することができるかどうか、すなわち、攻撃することも適法になるのではないか、こういう問題点であらうと考えます。ただ、それは戦争する権利と申しますか、戦争が、違法と適法な戦争、すなわち、侵略と被侵略というふうに分かれていなかった時代、昔の、戦争は自由であった時代、従いまして、いかなる国も戦争すること

とが適法にできた時代の考え方であつたと考えます。ところが、現在におきますとしては、国連憲章の体制のもとでは、侵略者と、これを制圧しますところの強制措置、すなわち、違法な戦争、違法な武力の行使と、これを制圧するための適法な武力の行使といふことが考えられてゐる次第でございます。従ひまして、日本の基地貸与云々の場合も、それ以前に、日本の基地に攻撃に来る

前に、すでに侵略が行なわれているということが前提になるわけでございます。従いまして、その前に侵略行為が行なわれ、それに対する自衛権に基づいて、または国連の措置に基づいての措置が行なわれている。従いまして、それが行なわれた以上、もし日本に、日本の基地を貸与したから云々という理由によって攻撃されても、それはあくまで初めに行なわれませんでした侵略の拡大進行でございまして、決して基地を貸与したことによって行為が適法になるというわけではない、こういうふうにご考慮しております。

○提(ツ)委員 そうすると、条約局長は、基地を提供した地域、国というものは、戦闘作戦行動の一翼をになつて、戦闘区域に入つたところのこの見解は持たないという考えですか。

○高橋(通)政府委員 戦闘区域に入るとか戦闘区域に入るといふことは、どういふ意味合いかと申しますと、そこでいわゆる武力行使が適法に行なわれるという意味ではないかと考えております。しかし、そういう意味におきましては、決して戦闘区域ではないとせん。すなわち、そこに武力行為が行なわれなかった場合は、あくまで日本に対する侵略であり、武力攻撃である。それは、その前に行なわれた武力攻撃または侵略の拡大、続行である、このように考えております。

○提(ツ)委員 ちょっと条約局長の答えもわからないのですが、私は、国際法上からいへば、基地を提供した、たとえば、アメリカが日本に、どここの基地を、これから出かけていくが、貸せ、提供しろ、そこから補給をする、そこから移動をするという場合

に、イエスという返事を日本政府がしたときには、逆に裏返していえば、参戦したのと同じように、国際法上みなされる、私はこういふふうに思うのですが、いかがでございませうか。

○高橋(通)政府委員 協議でイエスを言つたからといって、その行為で日本が直ちに参戦したということにはならないと思ひます。

○提(ツ)委員 敵方から見れば、基地を提供し、補給地としていろいろな便宜を与えておるといふことになれば、この地球の短縮した時代に、その便宜を与えておる基地をやつつけなければ意味のないことであつて、これはイコール敵性に入るといふことになりませんか、常識上。

○高橋(通)政府委員 ただいま敵方とおっしゃいましたが、その敵方というのは、いわゆる侵略国のことではないかと考えます。そこで問題は、その侵略国が、日本のそういう行動によつて、日本を適法に攻撃していかうかという法律上の問題であらうかと考えますが、これはただいま申し上げましたように、決してそれによつて敵の攻撃がその面において適法になるということではない。やはり侵略の拡大、続行をやつていくにすぎない。すなわち、われわれとしては、あくまでもそれを武力攻撃、侵略と見るわけでありませう。

○提(ツ)委員 いざこざの起つた場合、ことに間髪を入れないでボタンを押し合ふという場合には、あちらが侵略で、こちらが侵略でない、いや、あちらが悪くて、こちらがよかつたんだという問題は、常に繰り返されていくことであつて、両方ながら正しいとして主張して、両方が間髪を入れずに

行動する今日においては、私は、やはり戦闘作戦行動の中に加担した敵性として、日本の軍事基地はみなされる危険があるといふことは、一つ考えておいてもらなければならぬと思ひます。

私の質問に関連して、大貫さんが質問があるようですから……。

○小澤委員長 この際、大貫大八君より関連質疑の申し出があります。これを許します。大貫大八君。

○大貫委員 今回の問題に関連して、確かめておきたいのですが、この交換公文の戦闘作戦行動というものがちよつとわからない。一体戦闘作戦行動というのは、具体的にどの程度のことをいふのですか。これを一つ……。

○赤城国務大臣 戦闘作戦行動の基地としての使用の典型的なものを申し上げますならば、戦闘任務を手えられた、たとえば航空部隊、あるいは空軍部隊、あるいは陸上陸作戦部隊、こういうものが前進基地としてこの日本における施設・区域を使用する場合、こういう場合をさして思ひます。

○大貫委員 そうすると、戦闘作戦行動というのは、もう戦闘状態に入つたことが前提になるのですか。準備行動といふのは入らないのですか。

○赤城国務大臣 準備行動は入りませう。戦闘任務を帯びて前進する、こういうことでありませう。

○大貫委員 そうすると、なお確かめておきますが、それでは、一九五八年、一昨年、例の金門、馬祖をめぐつて非常に緊張状態に入つた。あのときに、在日米軍がたぐさ移動しましたね。これは戦闘には入らないが、アメリカはあの危険に対処するといふか、

相当戦闘の準備をしたことは事実だろうと思ひます。ああいう場合には、この戦闘作戦行動という中には、大部隊がかかり移動しても、入らないのですか。

○赤城国務大臣 今回のような例の場合には入りませう。

○大貫委員 そうすると、この事前協議というのは、私は全く空文になると思ひます。たとえば、ああいうふうなアメリカがある程度の腹をきめて、戦争の準備のために、日本の大部隊を、たとえば沖縄なり台湾なりに移動する場合でも、事前協議で縛ることはできないのですか。

○赤城国務大臣 この目的というものをもう少しお考え願へば、わかると思ひます。たとえば、日本が戦争に巻き込まれたくないといふことも一つでありませう。同時に、極東等におきまして紛争がおさまる、紛争が拡大しないといふことも、これは目的とするといふか、われわれの希望するところでありませう。でありますから、その両面から考えまして、単なる移動——これは移動によつてあるいは事態をおさめようといふこともありません。単なる移動等につきましては、戦闘作戦行動としては認めない方が適當である、こういうふうには私どもは考えます。

○大貫委員 私たちの心配するのは、これは私が心配するばかりじゃなく、国民の多くの人が心配しておるのは、そこなんですね。事前協議というところ、今私が申し上げたように、たとえば、アメリカが重大な決意をして、日本における兵隊を一定の、たとえば台湾なり沖縄なりに集結する、移動させる、その場合には、事前協議の対

象に入らないでしやう。それを一つ明確にしたいだきたい。

○赤城国務大臣 日本自体が戦争に巻き込まれないといふことが目的で、事前協議といふものがあるわけでありませう。米軍の行動が、台湾あるいはその他へ単に移動するといふようなことについて、これを制約するといふ必要はないと思ひます。そういう点から考えまして、戦闘任務を帯びて出るものについてのみ事前協議の対象とする、こういうことが適當であると考えます。

○大貫委員 どうも私の質問にピンとまだ合はない。私の言ひのは、それじゃ具体的に例を申し上げしやう。つまり、一昨年、一九五八年にあの金門、馬祖を通じて、非常な緊張状態に入つた。アメリカはある程度の決意をしたはずだ。ああいう場合に、一般的に見て、のんきな顔をしておつたのは日本くらいですよ。少なくとも国際的には、米軍の行動といふものは注目の的になつておつた。ああいう事態において、たとえば、在日米軍が台湾なら台湾に集結するといふことは、これはもう戦争を前提とするものです。しかし、こういう場合でも、この交換公文によつて、事前協議の対象にはならぬのでしやう。縛れないでしやう。そこを確かめておきたい。

○赤城国務大臣 その通りであります。日本から集結したといふことであります。日本からも移動はしました。が、何も日本からだけ集結したわけじゃありません。また、その目的は、極東における事態を收拾しようといふことであつて、そういうことは望ましいことだと思ひます。

るといふ計算になっておりますが、このような核武装をした中距離または弾道弾兵器が、たとえば仮装敵国としている陣営の方から、日本に最も近いと

されておる辺からも発射されたとしたら、日本へ到着するのにどれくらい
の時間がかかるか。防衛庁では大体仮
装して御研究になっておると思いま
すけれども、ミサイルはどのくらいな時
間で日本にくるのか、常識として持
ておられると思いますが、一応答えて
いただきたい。

○赤城国務大臣 発進基地のいかんによ
つて時間は違います。とにかく二、
三十分とか、三、四十分の時間であ
りますが、そういうことが日本に行な
われるというときには、もう世界大戦に
私はなっていると思います。これは日
本だけの問題じゃありません。であ
りますので、そういうことに対して対抗
しようといいたしても、それは無理
であります。世界的にも無理でござ
います。そういうことがないようとい
うことを、先ほど総理から申されま
したように、これは世界の全部の国々
が考へておることであらうと思いま
す。そういうものに対して、私どもは、
対処するということにつきましては、実
際問題として非常にむずかしい問題
であると思えます。

○堤(ツ)委員 まあおつしやいました
通りでございまして、ミサイル基地か
ら発射されて、たとえば、ウラジオス
トックあたりからでございまして十二
分四十八秒、それからソビエト本土か
らアメリカ本土までというよりなこ
うなことがいわれております。こ
ういふに、日本の早期警報網、すな
わち、レーダー網というのは二十四カ
所ぐらゐるに聞いておられますか、
けれども、これらが全機能を發揮して、
発射されて飛んでくるミサイルを、い

ざというときにはキャッチすることに
なると思いますが、そのときには、防
衛庁では一体どれくらいおのときにこれ
がキャッチできるのか、お考えを示し
ていただきたい。

○赤城国務大臣 レーダー・サイト
で弾道弾をキャッチするということは、
今のところできません。侵入してくる
爆撃機等については十分キャッチでき
ます。

○堤(ツ)委員 お答えになりませんけ
れども、大体着く三十秒前くらいのとこ
ろまで来たときには、レーダー網でつ
かめるのではないかと、こういうよう
なことがいわれております。こういう
に、軍事技術の急速に進歩した今日
の近代科学戦においては、ボタンが押
されてからでは防衛することは不可能
であるというところは、先ほどからお
つしやした通りでありますし、もう滅亡
であります。こういう問題のときには、
考へてみますると、もはややられてし
まつてから、また、レーダー網に入つて
くるうちに、武力攻撃を受けたというよ
うなことで、新条約第五条でいうよ
うに、武力攻撃を受けてから第六条の規
定で、実施に関する交換公文で事前協
議をする、こういうようなことをや
つておられます。もう意味がないので
ございまして、先制自衛とでもいいま
すか、侵略と紙一重になるような自衛
も、あるいはなければならぬときが
あるのじゃないかと、きわどいとい
うことが想像されます今日において
は、私は、事前協議というよりな問題
は、しておる時間がないのじゃないか、
こういうふうに考へるわけではござい
ません。近代兵器の前には、もはやこ
本の安保条約の中に書かれておる

ところの事前協議などというものは、
書いてあるだけであつて、事前協議を
しておる時間なければ、方法もない
というのが実際ではないか、かように
思いますが、いかがでございませうか。

○赤城国務大臣 日本に大陸間弾道弾
とか中距離弾道弾、原水爆を撃ち込む
というものは、私はまずあり得ないと
思ひます。もしそういうものを撃ち込
むということになれば、撃ち込んだ国
がそういう報復攻撃を受けます。そ
ういふことになりますればこれは世界大
戦で、そういうむちやなこと、日本に
対して撃ち込むようなことは、私は予
想されなうと思ひます。

そこで、そういう問題に對してしま
は、それは事前協議のひまがないじや
ないかといふことがありますが、第四
条によつて、常に日米間におきまし
て、日本の平和と安全あるいは極東の
平和と安全のために協議をしておるこ
とになります。日本に武力進撃がある
というやうな様子があるならば、実際
に武力攻撃がある前に、そういう様相
というものはわかるはずであります。
でありますから、事前協議というもの
も、そういう様相を土台として決定し
ますから、事前協議というものは、十
分にこれは活用されると思ひますか、
用は足りる、こういうふうに考へてお
ります。

○堤(ツ)委員 もはや生じてからの事
前協議というものは不可能だ。そうす
る、事前協議をする微妙な時点とい
うものはあるわけなんです。従つて、こ
の安保条約に関するところの事前協議
というものは、実施の場合に、いざと
いふ場合には、実はこれは様相が発生
してからでないと相談できないことに

なつておるのでありますから、問題に
ならないところの事前協議であつて、
これもまた、近代兵器の前には、事前
協議などといふことをうたつておいて
も空文ではないか、こういう結論が生
まれてはしないかといふところの懸
念を持ちますので、私は御忠告を兼ね
て、質問をいたしておるわけではござ
います。

○小澤委員長 この際、受田新吉君よ
り関連質疑の申し出があります。これ
を許します。受田新吉君。

○受田委員 堤委員の質問に對して、
防衛庁長官は、極端な究極兵器等の使
用の戦争は、全面戦争の場合であつ
て、ちよつと想定できないといふこと
を仰せられておるのでございしますが、
しからば、一体防衛庁長官は、日本の
自衛隊といふものは、どの程度の外部
の武力攻撃に耐へ得る能力を持ってい
ると御判断になるのでありますか、御
答弁を願ひたい。

○赤城国務大臣 これは直接侵略ある
いは武力攻撃の様相のいかんによつて
きますこと、あらかじめ、どれだけ
の大きさならばどれだけにやれると言
うことは無理だと思ひます。そういう
ことがわかつていけば、第二次大戦な
どといふものはできない。ちゃんとも
うきまつちやつておる。そういうこと
でありますから、どれくらいの大きさ
に對してどれだけといふことは、申し
上げられないことであります。

○受田委員 あなたは、自衛隊の最高
指揮官として、外部の武力攻撃に對処
し得る自衛隊の能力といふことも御存
じのはずなんだ。そして、今申された
よりの極度に急迫した事態の武力攻
撃、極度に高度の究極兵器を用いるよ

うな場合にはお手上げだ、こういう日
本の自衛隊であることは、今あなた
は、はっきり国民の前に訴えられたわ
けだ。しかしながら、外部の武力攻撃
といふものがどういふ形で行なわれ、
それに対して自衛隊は、どう対処する
かといふぐらゐのことがわからぬ防衛
庁長官とするならば、これは国民の
納得する防衛庁長官と言えないわけな
んだ。自民党の諸君としても、はなは
だ不安な長官であることを、みずから
露骨に表したことになる。その点、も
う一度重ねて御答弁を願ひなければな
らぬと思ひます。

○赤城国務大臣 非常な近代兵器、た
とえば、原水爆あるいは中距離弾道弾
等につきましては、日本がやられる可
能性は少ない。やられた場合にはお上
げだといふことを、私は申し上げて
いるわけではあります。そういうこ
とがないと見ておる。また、そういう
ことがあるとするならば、これはやは
りそれに対する報復力を持つておりま
す。日本ではなくて、報復力を持つて
おりますから、お互いにそういうもの
を撃ち出す方がやられるから、そうい
うことはないだらうといふことを申し
上げたのであります。何も、やられた
らすぐお手上げだといふことを申し上
げておるわけではあります。

しからば、通常兵器といふものは、
そういうものに対してどれだけの能力
を持つていられるかといふことであり
ますが、これは、御承知のように、向
こからの侵略といふものは、規模に
よつて、やれる場合もあるし、なか
なかなわすかしい場合もあるので、それ
が一がい、どれだけの様相できたなら
ばやれるかといふことを、申し上げる

のは非常にむずかしい。ただ、様相が
入りますならば、空から爆撃機が
入ります。こういふことが最初であ
りまして、それに對しましては日
本の航空部隊が、爆撃機に對しては日
本の空に入れないというだけの備え
をしておりまして、海の方にござい
まして、潜水艦等における交通の遮断あ
るいは港灣の封鎖、こういふことがさ
れると思ひます。これにつきまして
は、掃海あるいは対潜哨戒機によつて
これを日本の近海に近づけない、こう
いう用意、準備を十分にしておりま
す。また、上陸されたという場合に
は、陸におきまして、これを上陸の間
ぎわにおきまして、これを上陸の間
ぎわにおきまして、これを上陸の間
ぎわにおきまして、これを上陸の間

は、委員会等において協議をする場合
がございまして。むろんそれは、政府を
代表して出てゐるもの、また、その協
議の結果は、内閣によつて承認を受け
なければならぬこと、これはまた當然で
ございまして。しかし、今お話しする
に、原爆が東京に落ちたことというよ
うなときには、それに対処する方法と
いふものは、直接総理等が責任をとつ
て、連絡されることもあるわけであり
ます。そのときの様相に従つて、内閣
総理大臣が、責任を持つてそれに処さ
れるわけがございまして。

○受田委員 その協議方式というもの
が、ゆるゆると協議をする余裕がな
い、非常に緊迫しているといふとき
に、総理大臣はどういう処置をとられ
るか。たとえば、電話一本で向こうの
司令官と、やりましよう、やりましょ
うとやるのか、どういふことなのか、
総理大臣から御答弁願ひたい。

○岸国務大臣 本条約四条によつて、
一般の脅威を与えるようなことに對し
ましては、常時協議していくことは当
然でございまして。この六条の場合にお
いての協議につきましましては、これは形
式というものは別に規定されておられ
ません。その事態に応じてやるわけであ
りますが、私は、向こうから協議を受
けた場合におきましては、閣議に諮つ
てこれを決定するといふことを申し
上げておられますが、そういう考えでお
ります。

○受田委員 閣議に諮るときのない
場合、閣僚がそろわない場合、そうい
う事態にはどういふ措置をおとりにな
るのか。

○岸国務大臣 閣議は、これはいつで
も、いかなるときにおいても、緊急に
開けるといふのが内閣の建前ではござ
います。

○受田委員 私がここで一つあなたに
御確認願ひなくちやならないことは、
閣議を開いてきめるほどであるなら
ば、国会が召集中であるならば国会の
承認を得てやるという、この原則一本
で――総理大臣の命令一つで自衛隊が
出動されることのないように自衛隊法
第七十六条を改正して、国会の承認を
得る一本でこの条約に對抗するといふ
態度で、国民の代表機関の国会の承認
一本でやる、そういう建前をとること
はどうかとお尋ねしたいのでございま
すが、いかがですか。

○岸国務大臣 自衛隊法の出動の場合
につきましましては、いわゆる日本が武力
攻撃を受けた場合でございまして、こ
の場合には協議の問題でございませ
ん。武力攻撃を受けた場合は、当然五
条によつて出動するといふのは、日米
間の協議の問題じゃございせん。た
だ問題は、日本を基地として使用し
て、米軍が戦闘作戦行動に出るといふ
場合の協議でございまして。この場合に
おきましては、私が先ほど申し上げ
てゐる通りに、時の政府が、政府の責
任において協議に應じ、協議に對する
回答をするといふのが建前でありま
す。また、それでたくさんである、か
ように考えております。

○受田委員 あなたは、今、事前協議
の四条に關係する問題、交換公文に關
係する問題だと思つておられるので
ありますが、私は、今、外部の武力攻
撃に關する五条の共同軍事行動に關す
る事態に觸れて、自衛隊の出動に關す
るあなたの権限を、国会の承認一本に

しほれといふことを訴へてゐるわけ
です。その方でお答え願ひたい。

○岸国務大臣 今のお話は、自衛隊の
出動については、今の自衛隊法では總
理大臣が出動を命じたという場合に
おいて、その事前に承認を受けるとい
うこと、事後に承認を受けるというこ
となつておるが、常に事前の承認を受
けるといふことに改正しろという御意
見だと思ひます。これは現行の自衛隊
法が作られたときにずいぶん論議さ
れたことではございまして、現行法の方
が適當である、かように思ひます。

○受田委員 これは閣議に諮つて、自
衛隊の出動を命ずるという方式をお
とりにするとなつたは今言われた。閣議
に諮るといふゆとりを持つておられる
ほどならば、国会開会中であるなら
ば、当然国会の召集が即時であるわけ
です。閉会中であらば、召集手続法を
改正して、在京の国会議員だけでも召
集して処置ができる、そういう手続法
を改正すればいい。少なくともアメリ
カでは、大統領は、宣戦をする場合に
議會の承認を得るといふ規定があるの
です。日本には、總理の権限で出動を
させるという規定がある。これを、私
この際、この安保条約改定にあつた
て、国会承認を原則とし、例外を認め
ないといふ措置をおとりになるとい
うことが、國民をして納得させること
になると思ひますが、そこを一つ、も
う一度御答弁願ひたい。

○小澤委員長 靜肅に願ひます。

○岸国務大臣 これは、受田君も御承
知の通りに、安保条約の今回の改正と
いふこと、日本が武力攻撃を受けた
場合に、自衛隊に對して防衛出動を命

ずるといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

○受田委員 自衛隊が出動してしまつ
て後に、これを撤退させるといふこと
が、現実の問題として困難であるか
ら――この前も、あなたは、政府と国
会是一本でやれるのだと言つておられ
た。そういうこともあるから、一ぺん
出動してしまつたら大へんなことなん
だ。だから、国会の承認一本でしほつ
て、總理大臣が、あとから国会の不承
認でこれを撤退させるというふうな、
だらしないことをやらないように、国
会一本でしほつてやるという、そうい

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

○受田委員 自衛隊が出動してしまつ
て後に、これを撤退させるといふこと
が、現実の問題として困難であるか
ら――この前も、あなたは、政府と国
会是一本でやれるのだと言つておられ
た。そういうこともあるから、一ぺん
出動してしまつたら大へんなことなん
だ。だから、国会の承認一本でしほつ
て、總理大臣が、あとから国会の不承
認でこれを撤退させるというふうな、
だらしないことをやらないように、国
会一本でしほつてやるという、そうい

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

するといふ場合とは、現行法と、安保
条約が改正されるということにおい
て、何ら變化を受ける問題ではござ
いません。ただ、日本自体として自衛隊
を持つ、これについては議論があるこ
とでございまして、われわれは、
合意であるという立場に立つて、自衛
隊を設けておる。その自衛隊といふも
のは、その主たる目的として、直接ま
たは間接の侵略に對して祖國を守る、
防衛するといふ任務を持つておるわけ
であります。しかるに、日本に對して
直接侵略である武力攻撃が行なわれた
といふ場合において、事態いかに
よつて、私は、やはり時の政府に全責
任を持たせて、出動の命令を遅滞なく
出してその武力攻撃を排除する、同時
に、それについての最高の決定は国会
に承認を求めなければならぬという手
続が適當であるし、その場合におい
て、国会がそれを不適當だと認めた場
合にはその出動をやめなければなら
ぬ、こういふことで、現行法の方が、
事態に即応して処置をとる上からい
たら適當である、かような考え方であ
ります。

それから最後に、沖縄の問題に入りたいと思いますが、この沖縄の問題に關しまして、入ります前にちょっと岸総理大臣にお聞きしたいのは、今度の日米安保条約は軍事同盟ではないという事を、たびたび答えておられる。軍事同盟ではないけれども、軍事的な要素を含んだものでなければ、安全保障条約というものは意味がないということも、認めておられるように思います。その辺りがございまいしょう。

リカ側の考慮を求めています。私が最初にアイゼンハワー大統領と会ったときにおきまして、この点について論じたのでありますが、不幸にして意見が一致することがまだできなかつた。アメリカ側の言っていることの一歩のなには、要するに、極東の状態が今のようにな不安な状態である限り、安定するまでは、この状態は変更するわけにいかない、極東の平和と安全を守るということが世界の平和と安全を守るゆえんであり、こういう不安がある限りは、日本にまだ返すわけにいかないというのが、その当時の見解の基礎であります。従つて、問題の解決につきましては、やはり、今東西の緊張緩和につけて、話し合いによるところのいわゆる雪解けの問題がございます。われわれは、大きく國際的に世界の平和を作り上げる上において、こうした緊張をなくしていくことが、これを返させることとの基礎の問題だと思ひます。

〇堤(ツ)委員 積極的に、早く返還が実現するように努力をしていくということについて、抽象的なお答えがございました。過去においてもたびたびやったという事をおっしゃいますけれども、日本人並びに島民の今までの歴代の内閣が、そんなに積極的に返還に對して動いてくれたとは解釈しておられないように思ふ。現に、私が、それではどういふふう具体的に積極的に動かされたかという事を聞かれてみましても、具体的に例のあげようがございせん。今、岸総理がお答えになりました、過去においてもやつてきたとおっしゃるならば、今日までの交渉で、何月の何日に、どういふところで、どういふ方法において要求したというデータがございましたならば一つこれをお示しいただいて、国民の納得のいくように、過去においてどういふ努力をなさったか、こういう努力をしたけれども返らなんだのだ、これだけやつてもらつて、なおかつ返還できないんだのだからという国民の納得がいけば、なおさら幸いです。けれども、私が今まで承知いたします程度におきましては、納得のいく政府の積極的な具体策案といふものは過去において知りませんので、過去においてやつたと言われますれば、具体的に何月何日、そして何回ぐらい、どういふ方法でやつたかといふことを一つお示しいただきたい。

〇岸國務大臣 これは、私の承知してある限りにおきましても、日本から重み重ねていきたい、かように思つております。

光外相が当時参りました場合にも、その問題に於いての日本側の意見を言つてアメリカの考慮を求めております。さつき私があげましたアイゼンハワー大統領と私の共同声明において、はつきりと沖縄の問題についての両者の見解を述べておりますから、私が強くそのことを要望したことはわかつております。また別に、教育の問題に關して、日には私今明確にいたしておりませんけれども、日本側からアメリカ側に、教育の問題について、日本政府の、いわば教育権の一部的な返還といふような意味において話をしたことともございせん。それからまた直接に、この返還の問題は、全面的にも、一部的にも、まだその時期ではないというアメリカの一貫した主張で、これをさつき言つたような理由で動かすことができないから、現実の問題として、沖縄の住民の福祉と沖縄住民の希望といふものを日本政府が支持してアメリカ側にこれを強く主張し、その住民の希望を実現するために、あるいは土地の問題について、沖縄住民の交渉を日本政府としても支持して、アメリカ側にその考慮を求めたこともございせん。また、最近においても、西表の開港について日本側から参加してあることも御承知の通りであります。また、沖縄の医療その他の面につきまして、日本の政府がアメリカ政府と協力して、アメリカ政府の要請によつて日本の医師を派遣するとか、いろいろな点において、われわれが沖縄住民のために協力しておることもその一つの現われであります。ただ、私どもは、今日、理論的に、究極の目的は、全部返してもらふことにあることは言うを待たないので

あります。しかし、それを達するまでの問題におきましても、ただそれを抽象的に繰返しておるだけでは意味をなさないのでありますから、先ほど申し上げたように、事実を積み重ねて、また、日本政府自体が沖縄の福祉と沖縄住民の希望に沿うような活動を加えていき、そして、アメリカ政府に協力して、そういうものを実現していくということが、現実の事態においては沖縄の住民の希望にも即し、また、将来返還を実現する上の近道だ、かような考えのもとに、具体的にどういふことをやっておる次第であります。

〇堤(ツ)委員 安保条約を改定するといふこの機会に、沖縄を日本に返して

〇堤(ツ)委員 安保条約を結ぶにあつて、軍事的な背景といふものを無視して、安保条約が結ぶといふことがあり得ないことは、これは常識だと思います。非常に深い関連がございせん。そこで私は、アメリカの極東作戦と沖縄といふものを、結びつけて考えなければならぬ問題が起つてくるのではないかと。そこで、アメリカの極東作戦の問題につきましては、時間がございせんからあと回しにするといひまして、行政権返還について、沖縄の問題について、政府はやはり、何と申しまして、沖縄島民のしあわせのために、日本に返還されるということが唯一の道だと考えておりますが、将来行政権の返還について、政府はこれを積極的に、どういふふうにして返還を実現させようとお考えになつておるか。もし、今の段階において具体的な、積極的なお考えがございましたら、一つお知らせをいただきたい。

〇岸國務大臣 過去におきましても、たびたび行政権の返還、施政権の返還の問題につきましては、われわれはアメリカ側に国民の要望を訴えて、アメ

〇堤(ツ)委員 積極的に、早く返還が実現するように努力をしていくということについて、抽象的なお答えがございました。過去においてもたびたびやったという事をおっしゃいますけれども、日本人並びに島民の今までの歴代の内閣が、そんなに積極的に返還に對して動いてくれたとは解釈しておられないように思ふ。現に、私が、それではどういふふうに具体的に積極的に動かされたかという事を聞かれてみましても、具体的に例のあげようがございせん。今、岸総理がお答えになりました、過去においてもやつてきたとおっしゃるならば、今日までの交渉で、何月の何日に、どういふところで、どういふ方法において要求したというデータがございましたならば一つこれをお示しいただいて、国民の納得のいくように、過去においてどういふ努力をなさったか、こういう努力をしたけれども返らなんだのだ、これだけやつてもらつて、なおかつ返還できないんだのだからという国民の納得がいけば、なおさら幸いです。けれども、私が今まで承知いたします程度におきましては、納得のいく政府の積極的な具体策案といふものは過去において知りませんので、過去においてやつたと言われますれば、具体的に何月何日、そして何回ぐらい、どういふ方法でやつたかといふことを一つお示しいただきたい。

〇岸國務大臣 これは、私の承知してある限りにおきましても、日本から重

〇堤(ツ)委員 安保条約を改定するといふこの機会に、沖縄を日本に返して

〇岸國務大臣 過去におきましても、

〇堤(ツ)委員 積極的に、早く返還が

〇堤(ツ)委員 積極的に、早く返還が実現するように努力をしていくということについて、抽象的なお答えがございました。過去においてもたびたびやったという事をおっしゃいますけれども、日本人並びに島民の今までの歴代の内閣が、そんなに積極的に返還に對して動いてくれたとは解釈しておられないように思ふ。現に、私が、それではどういふふうに具体的に積極的に動かされたかという事を聞かれてみましても、具体的に例のあげようがございせん。今、岸総理がお答えになりました、過去においてもやつてきたとおっしゃるならば、今日までの交渉で、何月の何日に、どういふところで、どういふ方法において要求したというデータがございましたならば一つこれをお示しいただいて、国民の納得のいくように、過去においてどういふ努力をなさったか、こういう努力をしたけれども返らなんだのだ、これだけやつてもらつて、なおかつ返還できないんだのだからという国民の納得がいけば、なおさら幸いです。けれども、私が今まで承知いたします程度におきましては、納得のいく政府の積極的な具体策案といふものは過去において知りませんので、過去においてやつたと言われますれば、具体的に何月何日、そして何回ぐらい、どういふ方法でやつたかといふことを一つお示しいただきたい。

〇岸國務大臣 過去におきましても、

〇堤(ツ)委員 積極的に、早く返還が

〇岸國務大臣 これは、私の承知して

〇堤(ツ)委員 積極的に、早く返還が

〇岸國務大臣 過去におきましても、

〇堤(ツ)委員 積極的に、早く返還が

おいて平和外交を進めており、この緊張を緩和するような努力を重ねていくことによつて、そういう事態を作らなければなりませんけれども、そのためには、今の国際情勢を見ても、簡単に、そうわれわれの希望するようない早い時期に、われわれが、いかに努力しましても、すぐ到達するとはなかなかかゝつて、ただ単に返せ返せといふことを交渉するだけでは十分でないものであります。従つて、私は、実質的に、先ほど来申し上げておるような事態を――形式的には、施政権が返つておりませんから、ほんとうの住民のしあわせと、ほんとうの住民の希望には合いませんけれども、しかし、実質的に積み重ねていくことに、よつて、沖縄の住民を幸福にさせ、また、将来返つてくる場合においてスムーズにこれが返つてくるような方策を進める上からいつて、今言つておるようなやり方、具体的な問題を一つ一つ解決していくといふことが、私は最も有効な方法である、かように思つております。

○堤(ツ)委員 今、総理大臣もお認めになりましたように、何と申ししましても、日本がこの平和外交、それから東西の緊張を和解に持つていくというより、な積極的な努力をして、その中から沖縄が返つてくるようにするということが、私は最もとられなければならぬと思います。総理もこれを認めになりました。しかしながら、この安保条約を改定して、こういう状態になるということは、東西の緊張を和解、緩和するに役立つかどうか、私は、沖縄返還の問題から考へましても、ソ連、中共に対して異常

な刺激を与えている安保改定というものは、沖縄の返還をこい願う国民や島民の意思に反して、緊張をさらに激化させるような外交政策の一つではないか、こういうふうに考えるのでございすが、総理、いかがでございますか。

○岸国務大臣 そういふ御意見は、この安保条約改定の問題につきましても、根本的に私どもの考え方と違つておるわけでございます。今のような議論は、私も敵視政策をとつておらなにかかわらず、岸内閣が敵視政策をとつておるとして、その一つの例として、安保条約の改定問題まで取り上げて私を非難しております。中共やソ連の言ひ方は、そういう言ひ方でございす。しかし、私はしばしば申し上げておる通り、私どもは、日本の平和と安全、日本国民の真の福祉というものは、自由を基礎としておる民主政治の完成にあるという立場をとつており、この意味からいって、私どもは、この日本の平和と安全をはかるためにある、現在持つておるところの安保体制というものは必要であり、また、それが日本の繁栄と平和に過去においても貢献してきたというのを信じております。これを合理的に改正しようとする今の改定が、そういうことを激化するといふふうには、私はいかなる点から考えても考え得ないのであります。むしろ、現在のような規定のある条約の方が、もし中共や、あるいはソ連の立場から見ると、より危険なものではないか。アメリカの日本に駐留しておる軍隊は、無制限にいかなる活動もできるという状態でございす。それが今度の条約で見ますと、いろいろな点において制約を受けてお

ることであるし、また、われわれから言うたならば、われわれが武力侵略を受けない限り、武力の攻撃を受けない限りにおいては、何らこの条項が実際上動くといふことはないでございす。そういう防衛的な性格は、現在ちつとも変わつておらないのであります。むしろ、米軍の行動が制約されるという意味において、ソ連や中共の側から見ると、今よりも弱体化されておる、こういう性質のものを、何か非常に敵視政策の現われのごとく攻撃するといふことは、私は、条約の誤解であるか、曲解であるか、あるいは別に意図があるか知りませんが、この条約の真意を正しく理解してゐるものではない、こう思つております。

○堤(ツ)委員 総理のただいまの御説明は、一応立場としてわかりました。そして、今の御答弁に対する自信があまりでありますならば、そうした真意のほどを誤解なく了解してもらへるよう、この安保条約改定にあつては、中ソに、誤解ならば、誤解でございすから、一つよく話し合つて了解してくれ、これ以上私どもはあなたの方と仲が悪くなりたくないんだ、従つて、どうぞそんなに誤解をしないでくれといふ、積極的な政府としての手が打たれてもいいのじゃないか、今まできたところの経過を見まして、私は、そういうことをなさる必要がある段階にきておると思う。従つて、イデオロギーが違ふがゆゑににらみ合つておるんだという量見はちつとも持つておらないといふならば、私は、積極的に了解を求めるところの努力を低姿勢でなさつても決して損にはならないと思ひますが、そういう努力をなさつたことがあ

るか、また、しようとなさらないか。沖縄返還の問題に関連して私は言つておるのでありますが、沖縄六十八万の島民のためにも、これは岸さんが頭を下げて、辞を低くなさつたつてあつても損にならないと思ひのでございす。おやりになつても、私は、当然外交の一つとして、常識的に考へて健康なあり方としてよいと思ひのですが、いかがでございますか。

○岸国務大臣 ソ連に対しましては、御承知のように、ソ連から数回の覚書がきております。これに対して、日本側の真意を伝えた文書を渡してあります。その手交する際には、それぞれそこに駐在しているところの大使が直接外務大臣やその他の責任者と会つてお話をしておるのでございす。ただ、中共に対しましては、われわれ政治的な關係を今日持つておりませんので、そういうソ連の場合のような機會を持たないものであります。しかし、国会を通じて、その他の場合におきまして、日本が安保条約に対して持つてゐるところの真意というものは、私ども、機會あるごとに中外にこれを明らかにいたしております。従つて、私は、中共側においても、日本政府の意向といふものを、日本政府の意思として、こういうふうに表示されておる事情について、また、それに対していろいろ強

ういふことについては十分に外務当局あるいは外交關係においてこれが説明に当たつておるといふことは當然でございす。また、その他の国々に対しましては、安保条約の真意につきましても、自由主義国だけではないに、共產主義国に対しましては、日本のそこに駐在しておるところの大公使を通じて、その政府にそれぞれ話をしていることも当然でございす。

○堤(ツ)委員 それじゃ、私はもう一つお聞きしておきますが、日本の施政権下におきまして、沖縄を米國が核武装しておる事実を総理はお認めになりますか。

○岸国務大臣 私は、沖縄が核武装されておるといふ事実につきましては、何らの報告を受けておりません。○堤(ツ)委員 そういふことをおつて、正式な通告を受けておらないかどうかわからないけれども、アメリカが沖縄を極東の軍事作戦の中心として、このアチソン・ラインを守り、そしていろいろな極東に対するところの態勢を整えておることは常識でございす。正式な通告を受けておらぬから私は知りませんが、そういうことで総理大臣が言ひのがれをなさうと思つても、これは常識として、非常に近いところの、しかも、潜在主権を持つところの日本としては、そういういふかげんなことでは許されなかつたと思ひますが、防衛庁長官、どうですか、核武装されておることを御存じですか。

○赤城国務大臣 沖縄にはミサイル關係としてはナイキ・ハーキュリーズが備えてあります。近くホークを装備することになっております。しかし、核

武装しておるかどうかということ、これは正式に通知は受けておりません。○堤(ツ)委員 まぎれもなく核武装がされておるといふことは常識でございす。それでは、はつきりとお教へいたしておきます。沖縄について日本は潜在主権を主張してゐる。この潜在主権という言葉がこの間も問題になつておりましたが、この潜在主権を主張してゐる日本が、岸政府が、政策を考へる以上、近代兵器から見れば、この四つの島と距離的に何ら変わりのない沖縄にアメリカが核武装やミサイルを装備するといふようなことについては、日本は核武装をしないといふことを建前としておるんだから、日本の国内にもひとしいような場所であるところの沖縄に核武装することは、できるだけ遠慮してもらいたいといふような主張がなされてもよいと思ひのであります。このことについては申し入れをなさつたことはございせんか。

○赤城国務大臣 特に申し入れたことはありせん。○堤(ツ)委員 今沖縄は完全に核武装をされておまして、アメリカが核兵器庫を沖縄に持つたことは、軍事的に見ますと、極東におけるアメリカの軍事的立場は、たとえば、九州に核兵器を持ち込んだのと同じでございす。(冗談言つちやいけな)と呼ぶ者あり) 冗談言つちやいけなといふ言葉がございすけれども、近代兵器の威力といふものは、沖縄にあつたと、九州にあつたと、その効力においては同じだといふことは常識でございす。このような核兵器を仮想敵國の中国の目の先の沖縄に置いて、中国に核武装の口実を与へ、危険な状態に置きなが

ら、みずから極東の範囲にして、一た
ん事あらば米國と共同行動をとるとい
うような考えがあるのではないか、こ
ういうふうに考えられるわけではござ
いますか、いかがでございますか。

○岸國務大臣 どういう意味か、私
ちよつと理解に苦しむのであります
が、御承知の通り、沖縄にはわれわれ
はいわゆる潜在主権を持つております
けれども、現実の施政権は、残念なが
ら一切アメリカの手にあるわけであ
ります。従つて、アメリカの沖縄にお
ける行動というものは、アメリカがこ
れを自由にするわけでありまして、わ
れわれとしては遺憾の点も少なくない
のであります。しかし、それには方法
政權を返してもらう以外には方法はな
いと思ひます。しかし、それに至るま
でにおきまして、いろいろな点にお
いて沖縄住民の希望に沿うように、そ
ういうふうな努力をすべきことは、先
ほど来申し上げてお通りでございます
す。従来のようにわれわれは進んでい
きたい、かように思つております。

○堤(ツ)委員 軍事評論家あたりの分
析によりますと、むしろ、岸内閣は、
核武装のできない日本の施政権内に沖
縄を返してもらうよりは、その圏外に
置いておいて、アメリカの力でもつて
核武装してもらつて、いざというとき
には、アメリカと手を握つてこれを共
同で使うことに持つていった方が便利
だから、あまり沖縄の返還を言わない
のだ、こゝろ言つておる。これはかん
ぐつておるとおっしゃる方があるかも
しれませんけれども、これは当然のこと
だ。積極的に返してくれとは言わな
い。返してくれと言わないのは、そ
ういうわけがある。

それで、一つ考えてもらわなければ
ならないのは、核武装をしないと
ならば、沖縄に核武装、ミサイル基地
を作つて、そうして、非常にあぶな
いところの極東作戦の心臓部を——沖
縄は施政権外ではありますけれども、日
本が受け持つたのと同じような使命を
果たすような立場に日本をアメリカが
追いやっておる、こゝろいうことを考
えなければならぬのでございます。私
は、こゝろいうことを考えますときに、核
武装化されておるこの今の沖縄の
島民といふものは、ひよつとすれば、
全島民がみんな「ひめゆりの塔」にな
らなければならぬような運命を負わさ
れているのじゃないか。早い話が、作戦
軍事評論家の書物を見まして、たと
えば、アメリカがボタンを沖縄で押す
前には、アメリカ人とアメリカの施設
に従事するところのアメリカのあらゆ
る人たちは退避させるのだ、しかし、
六十八万の島民は、残念ながらこれ
を輸送するところの船も何もないから、
あきらめてもらわなければならぬとい
うような、極端なところまでいつてお
るというところが書かれておるわ
けです。私は、こゝろいうことを考えま
すときに、沖縄島民に對しましては、
私たちは、確たる信念を持つて返還さ
せなければならぬという觀念のもと
に、しかも、アメリカの核武装をも禁
止するといふところの確たる態度を
もつて政府が臨むのでなければ、ほん
とくに沖縄島民を守る意味にはなら
ないのじゃないか、こゝろ考えます。こ
の岡、竹谷委員でございしたか、大貫
委員でしたかの質問に答えて、沖縄が
いざこざのさなかに入つてきたら、何
をおいても守るのだ、それがあたりま

えだ、こゝろおっしゃいました。当然で
す。しかし、核武装をしたところの沖
縄が、そうしたいざこざの渦中に入り
ましたときには、もうすでに沖縄島民
の運命はきまつておるのでございま
す。そういう事態になつてしまつてか
ら、物資を送つてやるとか救援してや
るとかいつたつて、これは、もはやで
きないことであることは常識が物語つ
ておると思ふ。ですから、こゝろいう浪
花節調的な上手を沖縄島民に言わない
で、心から日本の核武装を禁止し、沖
縄島民が返還をいねがうておるなれ
ば、沖縄が返還してもらへるような政
策を進めていかなければならぬ。口で
言うことと實際やることは、返還を
いねがうて沖縄島民の意思に反して
おる、日本国民の意思に反しておる
ようなことでは、いかにここで答弁
をなさいますとも、国民は納得しない
わけでありまして。国会を通過せんが
ために、いろいろな言葉でもつてあな
たがいかに言ひのがれをなさいます
であつて、言葉の上で言ひのがれただけ
であつて、實際問題としては、国民は承
知しないもので、非常にはつきりいたし
ておきますので、言葉の上で上手をい
えば、それで政府の誠意が国民に通ず
るのだなどというふうなごまかしをな
さらないで、私は、實際におやりにな
ることと口でおっしゃることが統一
できるような政策をとつていただきたい
です。沖縄施政権の返還を実現しようと
思ふならば、さらに緊張緩和を妨げる
ような方向をとり、世界の雪解けに反
したような日本の行き方を解いて、共
産主義陣營を敵視する政策をなおかつ
安保条約によつて進めていきますなら
ば、沖縄の返還もさらに困難な問題に

なつてくるのではないかと私は思いま
す。従つて、どうかこゝろいう問題に
しましては、岸内閣は一つ沖縄島民の
立場になられまして、口の先だけでな
しに、ほんとうにやつておるといふ事
実が今後とも積極的に見られますなら
ば、一つこゝろいうものをやつておる
のだ、政府だけでなしに、国会も応援
し、国民も世論を盛り上げろといふ
うにして進んでいただきたいと思います。
これは、私は沖縄島民の切なる願ひで
あり、日本国民の願ひであると思ひま
す。こゝろいうふうに筋の通らないこ
とをなさつたり、言ひておること、
しておることが矛盾しておるような
方方はなさらないようにしていただ
きたいと思ひわけでございます。

最後に、私たちの党にいたしまして
は、この安保の問題に對しましては
いろいろと考えさせられた事項がござ
います。たとえば、常駐駐留をいたし
ます米軍を、常駐駐留させないよう
な方法であるとか、防衛を、施政権の
日本国土に限るとか、事前協議の場
合の拒否権を明記するとか、それから
合意事項を作つておくとか、あるいは
期限の問題について、日本の意思に
よつて、予告期間を設けて条約の効
力を終了させることができるとか、い
ろんな問題につきまして私たちがい
ろんな考えを持つておるわけござい
まして、政府は面子のために、これを通
さんがために固執なさることなく、国
民の世論を聞かれて、できるだけ話し
合ひによつて妥協なさいますして、今
常に不信を買つておられます安保審議
の途上において反省されますならば、
私は非常にけっこうだと思ひます。

で、できるだけそういう態度をとつて
いただきたいと思います。
なおかつ申し上げておきたいのは、
先ほど申し上げましたように、アメリ
カの審議は、上院でまだなされてお
りません。そんなにあわてなくとも、ア
メリカの審議と日本の審議が並行しな
がらいくというこゝろでも決しておそ
くはない。もつと政治的に考えますと
ば、この六月に行なわれましますところ
の頂上会議の結果を待つて、日本がこ
の安保の改定に臨むといふような方向
をとられても、決しておそくはないと
考えますので、こゝろいう点を十分考
慮に入れていただきたいと思います。

なお、まだ私は他の問題につきま
して幾多の質問を持つておりますけれ
ども、きょうは中途でやめました。質
問時間をあとにいただくことを速記録に
残しておきまして、私の質問を本日は
これで終りたいと思ひます。
○岸國務大臣 沖縄の問題につきま
していろいろ御意見があつたのでござ
います。私は、先ほど来申し上げてお
るように、決して口の先で言つておる
ためにいいかげんなことを言つておる
とか、あるいは浪花節調で島民を喜ば
しておるといふようなことではござい
ません。私は真剣に——従来もそうであ
りますが、沖縄の問題に関しましては
できるだけ努力を払つてきておるつ
もりでございます。また、最近の沖縄の
住民も、岸政府がこの点について具
体的にアメリカ側に対して島民の要望を
実現することに努力しておることは、
私はある程度島民もよく理解して
おります。将来、私どもは、先ほど申

しましたように、これの全面的な施政権の返還を受けるということは一日も早く実現しなければなりません。それに、お話の通り、極東の不安と緊張を緩和するような平和外交政策を推進すべきことは当然であります。ただ、この安保条約の改定がそれに反しているような議論が行なわれておるということは、また、もしもそういふふうに堤委員がお考えであるとすれば、これは安保条約改定の論争を正當に御理解いただいておられないのではないかと、非常に遺憾に存じます。われわれは、今の国際情勢から申しますと、お互いが自由主義の立場をとり、あるいは共産主義の立場をとるといふことはその国がきめておることであつて、共産主義をとっているのはけしからぬとかいふことを自由主義の国が言うべきではありません。また逆に、共産主義の方から、自由主義をとっているのはけしからぬ、共産主義になれといふようなことは適當でない。お互いがお互いの立場を認識し合つて、尊重して、そして平和共存をするといふこととでなければ、世界の緊張は緩和しないと思ひます。私は、その意味において、われわれはどつちの態度をとるのだ、日本の行く道として自由主義の立場を堅持して、その意味からいって、アメリカと真の協調をとつて日本の平和と安全と繁栄をはかる、これは、中共がソ連と同盟条約を結んで、自分の国の平和と安全と繁栄をはかることを考へるのと、立場をかねていへば同じであつて、その立場を両方が尊重し合つて、しかも、懸案を話し合ひによつて友好的に解決するのはどうした道をとるかといふことをお互いが

寛容な気持ちで考え合ふなければ、真に緊張は緩和しない、国家の体制までみな変えなければ、ほんとうの緊張は緩和しないのだ、こう考へるならば、私は、ほとんど永久にこの緊張といふものは緩和しないだらうと思ふ。そういう意味において、われわれが安保条約を改定するといふことが、国際情勢に反しているとか、あるいは緊張をこれに強化するといふような考へ方では全然ないのでございまして、どうかその点については十分御理解をいただきまして、なお、先ほど有事駐留の問題とか、期限の問題とか、いろいろな点についての御意見をまとめてお話しになりましたが、そういうことにつきましても、御質問に應じてわれわれの所信を個々具体的に申し述べるつもりであります。私は、真剣にこつちの問題についてお互いが国民のためにその信ずるところを明らかにして、そして国民の理解を進めていくことが必要である、こう思つておりますから、そういうつもりで審議を進めるつもりであります。また、皆様の御質問にもお答えするつもりであります。

○小澤委員長 この際、竹谷源太郎君より関連質疑の申し出がありますから、これを許します。竹谷源太郎君。

○竹谷委員 堤委員の小笠原返還問題に関連して、時間もございせんから、きわめて簡潔にお尋ねいたします。日本国の領土、この日本の領土の中には、小笠原、沖縄等は含まれるやいなや、外務大臣にお尋ねいたします。

○藤山国務大臣 どういう意味で日本国の領土と言ふか、日本が昔から持つていたという意味においての領土とい

うものに入るか入らないかというのですか。どういふ点でお話しでありますか、もう一ぺん……。

○竹谷委員 日本の領土、いわゆる日本国という国の領土、それはどの区域であるかといふことをお尋ねしているのです。すなわち、小笠原や沖縄、あるいは政府のいう南千島、歯舞、色丹、こういうものが四つの本島以外に入るかどうか、それをまずお尋ねしたいのです。

○藤山国務大臣 昔から日本の固有のいわゆる領土、領土と申しますか、その中には、沖縄は当然入つておるとわれわれは思つております。

○竹谷委員 昔からの領土といつて、今はそれじゃ沖縄、小笠原は入つておらないのですか、今も入つておるので

ないのです。昔から引き続いてわれわれが持つてゐるという意味で申したのであります。

○竹谷委員 しかば、この新安保条約の第十条に「この条約は、日本区域における国際的平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の」云々とある。この「日本区域における」という「日本区域」、それから第六条の第一項、この政府の提出の文書では第二行目の「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許され」る。その次の行に、「前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位」云々、これらの「日本国」「日本国における」「日本国において」「あるいは「日本区域における」といふような言葉が方々で使われており

ます。これはいわゆる日本の領土をさすように、普通なら考へられるのであるが、そういうふうにこの新条約を解釈し理解してよろしいかどうか、それをお尋ねします。

○藤山国務大臣 六条につきましても、施政下にある地域といふふうに解釈されるわけでありまして。なお、詳細につきましてもは条約局長から申し上げます。

○竹谷委員 第十条は……。

○高橋(通)政府委員 お答え申し上げます。第十条は「日本区域」といふ言葉を使ひましたわけでございしますが、これは日本を含む区域でございまして、これは日本を含む区域でございまして、と申しますのは、「日本区域における国際的平和及び安全の維持のため十分な定めをする」といふ場合は、これは日本国だけに限るといふことは、ちよつとおかしいじゃないかといふふうに考へまして、日本を含むといふ区域について一般的に関連が十分な定めをするという場合には云々、こういうふうな考へ方から「日本区域」といふ言葉を使つたわけであります。

○竹谷委員 そうすると、「日本区域」といふのは、日本の周辺区域といふのじゃないですか。そうすると、むしろ沖縄、小笠原等が入るかどうか。それから第六条の第一項、第二項に「日本国において」「日本国における」といふ二つの言葉がありますが、これは条約局長も外務大臣と同じ見解であるかどうか。

○高橋(通)政府委員 この第十条の「日本区域」と申しますのは、日本を含む、日本を中心とした周辺地域ももちろん入つておるわけでございます。

○竹谷委員 沖縄は入りますね。

○高橋(通)政府委員 入ります。沖縄とか個々のあれば、どれが入るか申す問題よりは、むしろ、日本を中心にして沖縄その他を含めた地域、一般的にそういう地域において安全が保たれ、安全の措置がなされるということ、第十条の主眼でございまして。それから第六条は、これは日本国においての区域を使用許可する——使用許可するといふことは、そこに行政権、施政権を持たなければならぬといふことは当然でございまして、これはただいま外務大臣から申し上げました通りでございます。

○竹谷委員 日本とか、日本国とか、日本の領土、領土、これは沖縄や小笠原も入つた意味の日本領土、領土をさすものであることは、普通の觀念上當然であらうと思ひます。しかるに、第五條に、日本国の施政のもとにおける領域、同じこの条約の中に、はつきりこのように第五條にはうたつてある。ところが、第六條、第十條には、簡単に日本の領土をさすような言葉をうておるのであつて、この文句からすれば、必ずしも日本国の施政下にある領域のみならず、日本の領土は含む、日本の領土権のある沖縄や小笠原もまたこれを含む、こう解釈するの

いう明示をしないで、それと違つた言葉で第六條以下に規定してあるという事は、これは、第六條のアメリカの陸海空軍の区域並びに施設の使用については、すべて日本から許されなければならない、すなわち、施政下にあるといふにかかわらず、日本の領土における基地及び施設の使用は、すべて日本国の許可が必要だ、このように考へるべきだと思ふ。それを、第六條の「日本国は、日本国の施政下にある領域と同じだ」という理由は、どうも存在しない。その第五條において、「日本国の施政の下にある領域」と、特にこのように制限をされた言葉を使い、第六條及び第十條には制限をしておらない。これは普通の解釈からいへば、沖縄においてはアメリカ軍が軍事基地を持つ、あるいは施設をする、これには、一々日本政府の許可が要る、そのことは、本州、北海道、四国、九州と同様でなければならぬ、そう考へられるのであるが、これは違ふんだという解釈がどうして出てきますか、もう一ぺんお尋ねをしたい。

○高橋(通)政府委員 ただいまの点でございしますが、この条約のみならず、いろいろな条約におきまして、日本国、米、何々国、いろいろな「国」という名前を使つております。その「国」という場合には、地理的、地域的な範囲を考へて「国」という場合もございしますし、法人格的に考へまして、日本とかアメリカというふうに、全然地域を考慮に入れない場合もある。おのの条文々々によつて、文脈上よりこれは当然了解できることであらうと私は考へております。

そこで第六條の問題でございします。これは日本国において施設及び区域を使用することを許す、許すといふことは、施政権があるからこそ、施政権を持つてゐるからこそ、許すといふことが行なわれるのでありまして、沖縄にはそのような施政権をわれわれは行使してゐない。従ひまして、その使用の許可云々といふことは全然起り得ませんから、これはそのような限定をしなくとも、当然文脈上からそのように解釈されると私は考へておる次第でございします。

それから第五條の場合でございします。これは武力攻撃がなされた場合でございします。従ひまして、どこに武力攻撃が行なわれるかといふ、その武力攻撃の行なわれる区域をはつきりさせておく必要があるのです。「日本国の施政の下にある領域における」といふふうに、はつきりここで特に明定したのであります。

○竹谷委員 私私が申し上げるのは、法人格のある日本国というやうな意味ではなくて、すべてある区域をさした場合は、その言葉だけをこゝで今例出したので、ある問題の主体となつておる国といふ法人のことを問題にしておるのではなくて、すべて区域に関するものについて今私は例を上げたのである。ところで、施政が行なわれていないから、そういうところには特に軍事基地の問題等については許可権もない、こゝにおっしゃる。施政権は立法、司法、行政の広範なる統治権だ、こゝにお話でございしましたが、軍事基地の設定、あるいは施設といふものは、一般の施政権とはまた取り立てて別個に国際政治上扱われるべき問題であつ

て、必ずしも施政権があるからといつて、その点まで許されたときめつけてしまふ必要はないと思ふ。

そこで、私は、今これは文脈上の議論をしてゐるわけにございしますが、なぜこの第六條、第十條等が第五條と違つた言葉を用いて、しかも、同じ意味を表わすのか、第十條は違ふかも知れぬが、第六條に、「日本国において」とある。片方は「日本国の施政の下にある領域における」、このようにはつきり違つた言葉をわざわざ用いたのは意味がわからぬ。解釈上当然そうなるといふやうなことではないは不明確で、どうも、こゝの点でアメリカからたゞ文章を押しつけられてのんでしまつた、そういう感じが非常に深い。

日本国が日本国内において軍事基地や施設を認めるかといふことは非常に重大な問題で、武力攻撃を受ける地域ではないにいたしまして、国家としては非常に重大な問題なんです。今、沖縄が問題になつておるのは、早期に返還をせられ、日本の施政下に入り、日本の許可がなければアメリカは勝手に軍事基地も設けられなない、施設もできない、海外出動もできない、このようになれば沖縄島民が非常に幸福になるか、今一億の全国民が憂えておる沖縄の人たちのすべての悩みが解決される、そのように、なぜこれを解釈できないのですか。これは特に何も公的解釈や議事録はないと思ふ。そういう解釈をとり得るならば、こゝで今の沖縄の問題は立ちどころに解決する。日本の許可がなければ、軍事基地は設けられない。全島軍事基地化などはこれを防ぐことができる。そしてまた、先般の質問で私が憂えた

やうな、アメリカが沖縄を基地にして戦争をおつ始めて、日本を無理やり引き入れよう、こゝのうときに、突然領土主権が日本にあるのだといつて施政権を返還してきて、そして日本を戦争に巻き込んでしまふといふやうな問題が起きないで、今から妥当に解決できる、その解釈できるのではないか、もう一ぺんお尋ねしたい。これは総理大臣にお尋ねしたい。

○岸田外相 基地を許可するといふことは、言うまでもなく、施政権を持つておる地域でなければできないのであります。沖縄は残念ながら施政権を持っておらないのでございしますから、沖縄における基地を、日本国と書いたといふだけでもつて許可が要るのだという解釈は、これは私は成り立たないと思ひます。われわれの考へておりますことは、日本が日本の国としてアメリカに基地を許可する、それは日本の施政下にある地域に限つてできることとございしますから、そういう解釈をすべきものである。先ほど来外務大臣及び条約局長のお答えを申し上げました通りに解釈すべきものだと思つております。

○竹谷委員 私は、そのやうな解釈には承服できないのであります。時、間も過ぎましたので、きよりはこれです。

○小澤委員長 この際、戸叶里子君より資料の要求について発言を求められておりますから、これを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 私は、資料を要求したいと思ひます。

その一つは、米韓、米台条約に基づく行政協定、これは、たしか松本委員からも言われてゐると思ふのですが、これがまだできておりませんから、これをぜひお願いしたいと思ひます。もしかしかならば、そういうものはないとおっしゃるかも知れませんが、駐留米軍の地位に關して何か取りきめたいものがあるはずだと思ひます。そういうやうなものをいただきたいと思います。

それから第二は、スエズ問題に關係しまして国連軍を出したはずでございしますが、国連軍と、それからエジプトとの間のこれに關しての協定。

さらに、国連におきまして今日まで拒否権が行使されました回数、拒否権を行使した国、それから事件の内容、拒否の理由。

それから第四番目は、安保理事會に於いて、拒否権によらず否決された回数、賛否、棄権、欠席した国、事件の内容。これは非常に關係があることとございしますので、ぜひ資料として出していただきたいと思います。

○高橋(通)政府委員 ただいまの米韓、米台でございしますが、これは地位をきめた協定その他全然まだございせん。まだ交渉中だといふ話でございします。それから、最後の点の安保理事會の否決の回数でございしますが、これは拒否権に關連した否決の回数と考へてよろしうございしますか。

○戸叶委員 それから、今の最初の米韓、米台条約に基づく行政協定といふますが、駐留米軍の地位に關係するやうなものは何もきめてないとおっしゃいますけれども、これはすでに一九五四年、一九五三年に締結された条約でございしますので、何らか取りきめが私

はあると思うのですけれども、その点
ももう一度お調べになつていただきた
いと思います。ないはずはないと思
います。

○高橋(通)政府委員 私も、何かそ
ういうものがあるはずだと思ひまし
て、非常に調査いたしておるわけ
でございますけれども、ただいまの
ところ、そういう公表されたものは
全然ございませぬ。いろいろ氣を
つけてみますと、まだそういう点に
ついては非常に前から交渉中であ
るという話でございます。

○戸叶委員 それをよく調べていた
だきたいと思ひます。

○小澤委員長 次会は明十四日午
前十時より開会することとし、本
日は、これにて散会いたします。

午後四時四十八分散会